

都 労 委 年 報

令和 7 年

東京都労働委員会事務局

まえがき

この年報は、令和7年1月から令和7年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和8年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

凡例	1
はじめに	3
取扱件数一覧表	5
第1部 概況	
第1章 労働争議の調整	15
第1節 労働争議の調整の概況	15
1 取扱概況	15
2 新規係属状況	16
3 終結状況	17
第2節 争議実情調査	19
第2章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為の審査の概況	21
1 取扱概況	21
2 新規係属状況	22
3 審査状況	24
4 終結状況	29
5 不服申立ての状況	30
第2節 命令・決定事件	32
1 命令・決定事件一覧	32
2 命令・決定事件の分類	34
3 命令・決定事件の概要	41

第3節	再審査事件の概況	65
1	再審査事件の係属状況	65
2	再審査事件の終結状況	65
第4節	行政訴訟事件の概況	72
1	行政訴訟事件の係属状況	72
2	緊急命令申立事件	72
3	確定命令不履行通知	72
第3章	労働組合の資格審査等	76
第1節	労働組合の資格審査の概況	76
1	取扱概況	76
2	新規係属状況	76
3	終結状況	77
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	77
第3節	認定告示	77
第4章	組織・運営	79
第1節	組織	79
1	委員会	79
2	事務局	79
第2節	運営	80
1	内部会議	80
2	連絡協議会及び連絡会議	81

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	88
第2表	都道府県労委対比新規件数	88
第3表	1件当たり対象労働組合員数	89
第4表	調整開始事由別件数	90
第5表	加盟上部団体有無別件数	90
第6表	加盟上部団体系統別件数	91
第7表	組合・企業の所在地別件数	92
第8表	別組合及び合同労組有無別件数	92
第9表	従業員規模別件数	93
第10表	組合員規模別件数	93
第11表	産業別件数	94
第12-1表	製造業内訳	96
第12-2表	サービス業内訳	97
第13表	調整事項別内訳	98
第14表	団交促進の内訳	99
第15表	あっせん員構成別件数	100
第16表	終結区分別平均所要日数	100
第17表	解決事件・案提示有無別件数	101
第18表	取下理由別件数	101
第19表	打切理由別件数	102
第20表	実情調査取扱件数	103
第21表	実情調査・業種別開始件数	103

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	104
第23表	都道府県労委対比新規件数	106
第24表	申立人別件数	106
第25表	企業の所在地別件数	107

第26表	従業員規模別件数	107
第27-1表	合同労組有無別件数	108
第27-2表	別組合有無別件数	108
第28表	加盟上部団体有無別件数	108
第29表	加盟上部団体系統別件数	109
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	110
第31表	産業別件数	112
第32-1表	製造業内訳	114
第32-2表	サービス業内訳	115
第33表	審査等実施回数	116
第34表	終結事件・審査状況	116
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	117
第36表	終結事件・証人数別件数	118
第37-1表	終結区分別平均所要日数	119
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	119
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	120
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	121

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	122
第40表	都道府県労委対比新規件数	122
第41表	係属事由別新規件数	123
第42表	係属事由別終結件数	124
第43表	係属事由別平均所要日数	124

4 相談

第44表	相談件数	125
------	------	-----

<名簿>

第47期東京都労働委員会委員名簿	129
退任委員名簿（令和7年）	132
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	133

凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。
 - ……………皆無又は該当数値なし
 - r ……………訂正值
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第14回改定(令和5年7月)による。

はじめに

1 労働をめぐる情勢

令和7年の日本経済は、米国の関税引上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心とした緩やかな回復がみられた。

一方、雇用情勢についてみると、7年の全国の年平均完全失業率は2.5%で、前年と同率であった。また、全国の年平均完全失業者数は前年と同数の176万人であった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比1万人減の41万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年と同数の22万人であった。

また、7年の全国の年平均就業者数は前年比47万人増の6,828万人であり、5年連続の増加となった。このうち、雇用者（役員を除く）5,837万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比54万人増の3,708万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比2万人増の2,128万人であった。雇用者（役員を除く）に占める非正規従業員の割合は年平均で36.5%となり、前年から0.3ポイント低下した。

2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、令和7年6月30日現在でそれぞれ6,316組合（前年比105組合減）、246万7,270人（同2万3,177人増）となり、組合数は前年より減少するも、組合員数は増加となった。

また、労働組合の推定組織率（雇用者数に占める組合員数の割合）は、25.4%（前年同）となった。なお、全国での推定組織率は16.0%となっており、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が32万7,312人（都内組合員数の13.3%）と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の32万5,671人（同13.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」の28万7,880人（同11.7%）と続いている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万9,901人増加して54万5,337人（都内組合員数の22.1%）となった。

3 当委員会における取扱事件の動向

7年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年と同数の61件であり、新規係属件数は、前年を4件上回り49件となった。不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ29件減少して364件であり、新規係属件数は、前年を10件上回り72件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請又は申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件の59.2%、新規審査事件の79.2%を占めている。

出典

労働力調査(基本集計)2025年(令和7年)平均(速報)結果(総務省)
令和7年(2025年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)
令和7年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取扱件数一覧表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取 扱 件 数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 21	—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32	7	116	123	120	0	12	12	12
33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34	3	101	104	103	0	26	26	26
35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37	2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48	15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50	15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56	35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

昭和57年～平成29年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	最終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	最終結件数
昭和 57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和7年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和 元	21	48	69	53	47	92	139	97
2	16	56	72	61	42	85	127	88
3	11	(1) 83	94	67	39	90	129	98
4	27	50	77	61	31	76	107	74
5	16	59	75	59	33	86	119	87
6	16	45	61	49	32	87	119	66
7	12	49	61	46	53	80	133	84
	⑦(186) 9,328		⑦(186) 9,313		11,625		11,576	

(注) ()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱 件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 21	—	13	13	6				
22	7	48	55	47				
23	8	90	98	78	—	9	9	6
24	20	62	82	61	3	107	110	77
25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
26	16	37	53	46	20	168	188	174
27	7	37	44	38	14	119	133	129
28	6	50	56	30	4	68	72	56
29	26	37	63	40	16	98	114	95
30	23	46	69	57	19	100	119	111
31	12	35	47	36	8	56	64	53
32	11	38	49	34	11	65	76	66
33	15	48	63	50	10	78	88	76
34	13	58	71	48	12	98	110	93
35	23	45	68	46	17	78	95	69
36	22	74	96	56	26	94	120	82
37	40	88	128	61	38	143	181	119
38	67	67	134	63	62	92	154	114
39	71	62	133	60	40	99	139	86
40	73	70	143	64	53	124	177	102
41	79	88	167	72	75	156	231	125
42	95	102	197	60	106	148	254	128
43	137	77	214	75	126	131	257	122
44	139	81	220	75	135	157	292	149
45	145	102	247	95	143	131	274	126
46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
47	171	143	314	94	150	255	405	167
48	220	104	324	93	238	181	419	164
49	231	131	362	76	255	204	459	147
50	286	141	427	140	312	286	598	238
51	287	129	416	107	360	223	583	215
52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの 繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの 繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和7年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
2	313	116	429	79	193	163	356	107
3	350	99	449	[2] 91	249	147	396	129
4	358	83	441	75	267	100	367	102
5	366	79	445	114	265	117	382	153
6	331	62	393	101	229	97	326	126
7	292	72	364	82	200	104	304	117
		<1>		[23]<1>		11,712		11,525
		7,286		7,004				

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第 1 部 概 況

第1部
概
況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和7年中に取り扱った労働争議調整事件は61件で、このうち前年から繰り越された事件が12件、新規係属事件が49件であった(資料<統計表>第1表)。

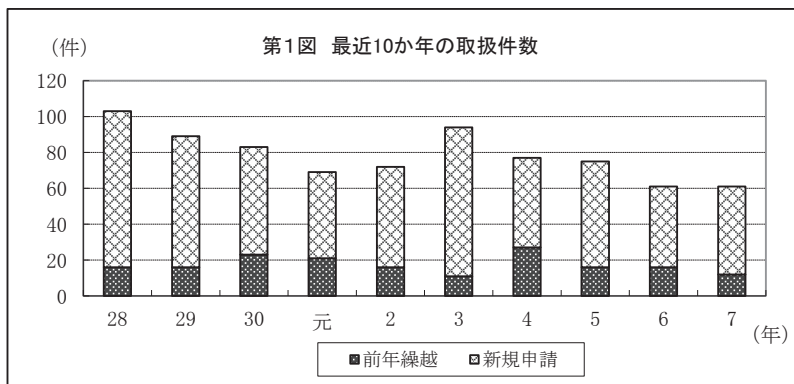
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数に変動はなく、新規係属件数は4件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は、令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年以降は再び減少傾向となっている(第1図)。

なお、令和7年の新規係属事件49件のうち合同労組のみからの申請事件は29件で、59.2%を占めている(資料<統計表>第8表)。



2 新規係属状況

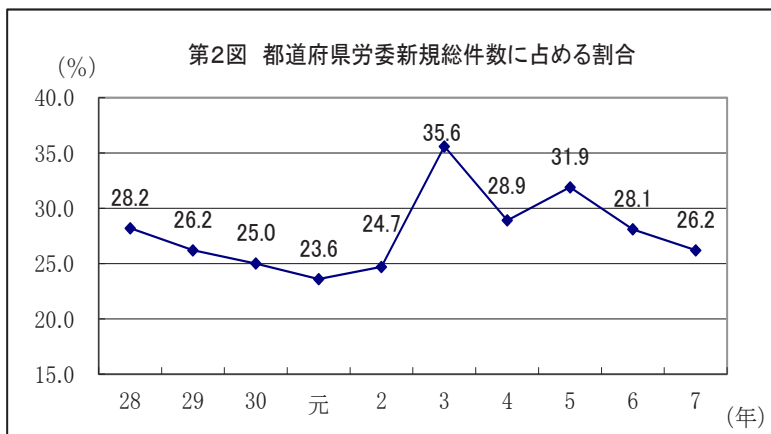
(1) 調整区分別の状況

令和7年の新規係属件数49件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料<統計表>第1表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和7年の全国都道府県労委の新規総件数は187件で、前年より27件増加している。

当委員会に係属した新規件数49件を全国比でみると26.2%で、前年（28.1%）より減少した（第2図、資料<統計表>第2表）。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が40件（構成比（以下同じ。）81.6%）と多く、「使用者申請」は7件（14.3%）、「労使双方申請」は2件（4.1%）である（資料<統計表>第4表）。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは39件（79.6%）、加盟していないものは10件（20.4%）である（資料<統計表>第5

表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系11件 (28.2%)、全労連系14件 (35.9%)、全労協を含むその他15件 (38.5%) である (資料<統計表>第6表)。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が29件 (59.2%) で、このうち49人以下の企業に係るものは16件 (32.7%) である (資料<統計表>第9表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が12件 (24.5%) で最も多く、以下「製造業」が9件 (18.4%) と続いている (資料<統計表>第11表)。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が38件で最も多く、次いで「その他」が10件、「その他の労働条件」及び「解雇」がそれぞれ9件となっている (資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」が8件で最も多くなっている (資料<統計表>第14表)。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が32件 (65.3%)、「公・労・使委員三者構成」が17件 (34.7%) となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和7年の取扱件数61件のうち、46件が終結した。終結率は75.4%で、前年より4.9ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」16件、「取下」7件、「打切」23件である（資料＜統計表＞第1表）。

(3) 解決率

解決率は41.0%で、前年より1.2ポイント減少した（資料＜統計表＞第1表）。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した16件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」15件である（資料＜統計表＞第17表）。

(5) 申請取下の理由

取下7件のうち、「調整拒否」が1件（14.3%）などとなっている（資料＜統計表＞第18表）。

(6) 調整打切の理由

打切23件については、「調整拒否」が9件（39.1%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が11件（47.8%）である（資料＜統計表＞第19表）。

(7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は18日で、最長は469日であった。

(イ) 取下事件 最短は18日で、最長は280日であった。

(ウ) 打切事件 最短は2日で、最長は383日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は111.8日で、前年より18.9日長くなった（資料＜統計表＞第16表）。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

日数 \ 終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数	46	16	7	23	-	-
9日以内	2	-	-	2	-	-
10日～19日	6	1	1	4	-	-
20日～29日	5	-	-	5	-	-
30日～59日	5	2	2	1	-	-
60日～89日	5	4	-	1	-	-
90日～179日	14	6	2	6	-	-
180日以上	9	3	2	4	-	-

第 2 節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和7年の取扱件数は133件で、そのうち前年からの繰越件数は53件、新規調査開始事件は80件である(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は14件増加し、新規調査開始件数は7件減少した(資料<統計表>第20表)。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件80件を業種別にみると、「医療業」が65件、「運

輸・通信業」が13件、「廃棄物処理業」が2件である（資料＜統計表＞第21表）。

(4) 終結状況

取扱件数133件のうち、84件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料＜統計表＞第20表）。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和7年中に取り扱った不当労働行為事件は364件で、このうち前年からの繰越事件が292件、新規係属事件が72件であった（資料<統計表>第22表）。

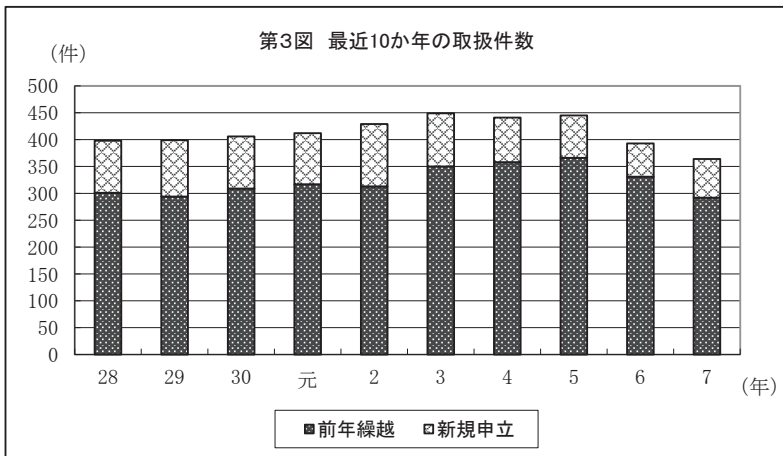
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は29件減少し、新規係属件数は10件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は360～450件程度、新規係属件数は60～100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和7年の新規係属事件72件のうち、合同労組のみからの申立事件数は57件で、79.2%を占めている（資料<統計表>第27-1表）。

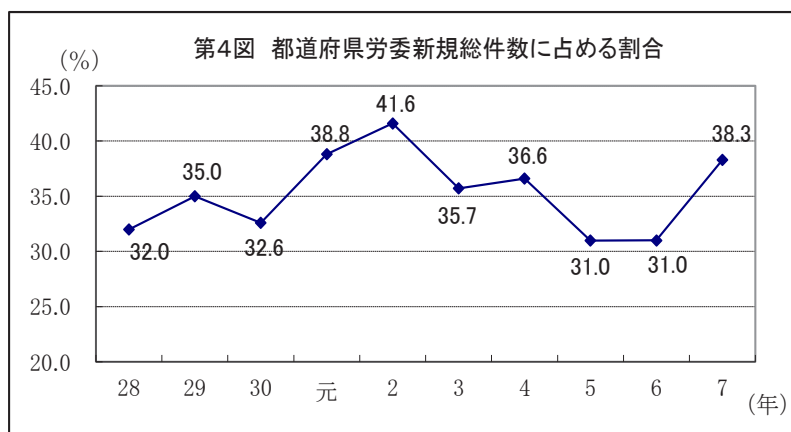


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和7年の全国都道府県労委の新規係属総件数は188件であった。

当委員会の新規係属件数72件を全国比でみると、38.3%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が59件（81.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が8件（11.1%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て70件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが42件（60.0%）、加盟していないものが28件（40.0%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系19件（45.2%）、全労連系15件（35.7%）、全労協系を含むその他8件（19.0%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て70件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」14件（20.0%）、「無（不明を含む）」56件（80.0%）となっている（資料＜統計表＞第27-2表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
請負契約の関係にある会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
業務委託契約の関係にある会社を被申立人とする事件・・・・ 1件
雇用主に業務を委託する会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
不採用となり雇用関係に至らなかった会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
雇用主の経営に関与する会社を被申立人とする事件・・・・・・ 1件
個人が労働組合を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「1,000人以上」が19件（26.4%）でも多く、次いで、「49人以下」が15件（20.8%）となっている。従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては28件（38.9%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が13件（18.1%）と最多で、「サービス業」が12件（16.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が60件（83.3%）で最も多く、次いで「3号に該当」が44件（61.1%）、「1号に該当」が26件（36.1%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件72件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が9件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和7年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」513回、「審問」35回、「和解」5回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」302回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和7年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

(3) 申立ての承継

令和7年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和7年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和7年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが7件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが0件、口頭による要望を行ったものが1件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	6不43	7.4.4	労	組合員Xの雇用保険、社会保険及び中小企業退職金共済の資格喪失手続を行わないこと。
2	7不20	7.4.21	労	① 雇用を希望する組合員らを雇い入れること。 ② 採用基準及び採用拒否の具体的な理由を明らかにすること。
3	7不32	7.6.25	労	組合員X1及びX2に対し、令和7年6月12日付けで命じた担当エリア、担当する病院及び施設の変更を行わないこと。
4	6不41	7.8.12	労	組合員Xの令和4年1月1日から6年11月末日までの勤怠記録及び作業記録を開示すること。
		-		7年10月14日、措置しないことを決定した。
5	7不45	7.8.25	労	組合員Xに対する懲戒処分を行わないこと。
		7.12.23		審査委員は、双方に対し、口頭で要望を行った。
6	7不45	7.11.4	労	組合員Xに対して、追加の懲戒処分を行わないこと。
		7.12.23		No.5参照

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
7	7不61	7.11.27	労	<p>① 被申立人は、令和7年12月31日をもって終了するとした申立外会社との間の業務委託契約打切りの効力を東京都労働委員会の救済命令の確定又は和解成立までの間停止すること。</p> <p>② 被申立人は、救済命令確定又は和解成立までの期間、申立外会社に所属する労働者27名の業務従事を従前どおり継続させ、業務委託契約の延長に協力すること。</p> <p>③ その他、東京都労働委員会が審査の実効性確保のために必要と認める措置。</p>

(6) 物件提出命令

令和7年に物件提出命令の申立てがされた事件は1件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

(7) 証人等出頭命令

令和7年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,826件のうち、令和7年12月末までに終結した事件は1,651件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは1,064件であった。また、終結事件1,651件に係る平均処理日数は499.9日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結計				未終結		
		取下・和解計			命令・ 決定		うち1年 6か月 経過	
		取下	和解					
件数(件)	1,826	249	1,044	1,293	358	1,651	175	98
平均処理 日数(日)	—	396.8	390.9	392.0	889.7	499.9	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	終結計				
	取下・和解計			命令・ 決定	
	取下	和解			
6か月以内	88	362	450	1	461
6か月超～1年以内	57	287	344	10	354
1年超～1年6か月以内	49	167	216	43	259
1年6か月以内計	194	816	1,010	54	1,064
1年6か月超	55	228	283	304	587

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和7年12月末までに終結した事件は274件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件274件に係る平均処理日数は597.4日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結計					未終結
		取下・和解計			命令・決定		
		取下	和解				
件数(件)	304	30	183	213	61	274	30
平均処理日数(日)	—	552.2	468.0	479.8	1,007.7	597.4	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

		終結計				
		取下・和解計			命令・決定	
		取下	和解			
6か月以内		14	38	52	0	52
6か月超～1年以内		7	51	58	6	64
1年超～1年6か月以内		2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内		2	20	22	12	34
2年以内計		25	155	180	27	207
2年超		5	28	33	34	67

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和7年の取扱件数364件のうち、82件が終結した。終結件数は前年に比べて19件減少した（資料<統計表>第22表）。

(2) 終結区分

終結した82件について、終結区分をみると、命令・決定件数は30件となっており、その内訳は、「全部救済」9件、「一部救済」7件、「棄却」10件、「却下」4件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」31件、「無関与和解」10件、「取下」11件となっている（資料<統計表>第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	82	9	7	10	4	31	10	11
49日以内	1	-	-	-	-	-	-	1
50～99日	5	-	-	-	-	3	1	1
100～299日	16	-	-	-	-	8	4	4
300～499日	10	1	-	1	-	6	1	1
500～699日	13	-	1	2	-	9	-	1
700～999日	11	5	1	1	-	1	2	1
1000～1499日	13	1	2	2	-	4	2	2
1500日以上	13	2	3	4	4	-	-	-

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和7年の終結事件に係る平均所要日数は、1,039.2日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

所要 日数 終結 区分	平均	最短	最長	件数
総数	1,039.2	43	8,101	82
全部救済	1,081.4	452	2,206	9
一部救済	1,290.9	664	1,935	7
棄却	1,131.0	390	1,863	10
却下	7,513.8	6,946	8,101	4
関与和解	476.1	72	1,378	31
無関与和解	498.3	95	1,238	10
取下	485.4	43	1,389	11

5 不服申立ての状況

令和7年中に当委員会が発した命令・決定書の本数は29本であった。なお、命令・決定による終結事件数は30件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和8年1月末現在19本となっており、命令・決定に対する不服申立率は65.5%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	29
不服申立数	19
再審査申立て	17
労働者側のみ	9
使用者側のみ	7
双方	1
行政訴訟提起	2
労働者側のみ	0
使用者側のみ	2
双方	0
不服申立率	65.5%

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

第2節 命令・決定事件

1 命令・決定事件一覧

令和7年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※ 不服等については、8年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	〇〇〇	5不25	R5.4.7	R7.1.29	2 一部救済	行政訴訟(使)
2	〇〇〇	5不70	R5.11.21	R7.2.14	2 全部救済	確定
3	〇〇〇	5不14	R5.3.8	R7.2.20	2・3 全部救済	確定
4	〇〇〇	2不111	R2.12.23	R7.2.26	3・4 棄却	再審査(労)
5	〇〇〇	4不25	R4.4.18	R7.2.26	2 一部救済	再審査(使)
6	〇〇〇	31不21	H31.3.14	R7.3.27	1・2・3 全部救済	再審査(使)
7	〇〇〇	3不56	R3.8.11	R7.4.9	1・2・3 棄却	再審査(労)
8	〇〇〇	5不72	R5.12.4	R7.5.8	2 棄却	確定
9	〇〇〇	4不22	R4.4.6	R7.5.21	1・2・3 一部救済	再審査(労)
10	〇〇〇	4不62	R4.10.21	R7.5.21	1・3 全部救済	再審査(使) (取下・確定)
11	〇〇〇	5不9	R5.2.20	R7.5.21	1・2・3・4 全部救済	再審査(使)
12 ～ 15	〇〇〇	15不42 16不41 17不47 18不63	H15.3.31 H16.5.18 H17.5.19 H18.5.29	R7.6.3	1・3 却下	確定
16	〇〇〇	4不35	R4.6.17	R7.6.4	2 全部救済	再審査(使) (取下・確定)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
17	〇〇〇	5不31	R5.4.17	R7.7.2	2 全部救済	再審査(労)
18	〇〇〇	5不37	R5.6.2	R7.7.2	2 全部救済	行政訴訟(使)
19	〇〇〇	2不27	R2.3.26	R7.7.16	1・3・4 全部救済	再審査(使)
20	〇〇〇	2不30 2不93	R2.3.30 R2.10.21	R7.7.16	1・3・4 一部救済	未確定
21	〇〇〇	4不82	R4.12.26	R7.8.7	1・3 一部救済	再審査(使) (和解認定)
22	〇〇〇	5不1	R5.1.6	R7.8.7	1・2・3・4 棄却	再審査(労)
23	〇〇〇	6不30	R6.7.22	R7.8.15	2 棄却	未確定
24	〇〇〇	5不78	R5.12.22	R7.9.3	2 棄却	再審査(労)
25	〇〇〇	3不42	R3.5.31	R7.9.25	1 棄却	未確定
26	〇〇〇	4不83	R4.12.27	R7.9.25	2 棄却	再審査(労)
27	〇〇〇	3不54	R3.8.2	R7.11.11	2 一部救済	再審査(双方)
28	〇〇〇	2不96	R2.11.4	R7.12.10	1・2・3 棄却	再審査(労)
29	〇〇〇	3不73	R3.10.13	R7.12.10	1・2 棄却	再審査(労)

2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

(1) 不利益取扱い

ア 解雇・雇止め等

〈解雇〉

・〇〇〇【9】

・〇〇〇【22】

イ 賃金等

〈賃金額の設定〉

・〇〇〇【7】

〈昇給額〉

・〇〇〇【21】

ウ 配転・業務割当

〈配置転換〉

・〇〇〇【21】

〈出向〉

・〇〇〇【7】

〈工事個数の割当〉

・〇〇〇【19】

エ その他

〈正社員登用拒否〉

・〇〇〇【10】

〈懲戒処分〉

・〇〇〇【12～15】

〈けん責処分〉

・〇〇〇【11】

・〇〇〇【22】

〈訓告書〉

・〇〇〇【6】

〈嚴重注意〉

・ ○○○ 【22】

〈社内メール送信〉

・ ○○○ 【20】

〈轉換試験不合格〉

・ ○○○ 【25】

〈団体交渉打切り〉

・ ○○○ 【28】

〈スキル評価〉

・ ○○○ 【29】

(2) 団体交渉拒否

ア 団体交渉拒否の理由

〈使用者性〉

・ ○○○ 【8】

〈交渉の行き詰まり〉

・ ○○○ 【26】

〈合理的期間内の申入れ〉

・ ○○○ 【1】

〈所掌外の事項〉

・ ○○○ 【16】

〈事実認識の相違〉

・ ○○○ 【17】

〈理由を示さない拒否〉

・ ○○○ 【2】

・ ○○○ 【3】

イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・ ○○○ 【5】

・ ○○○ 【6】

・ ○○○ 【7】

・ ○○○ 【 9 】

・ ○○○ 【11】

・ ○○○ 【18】

・ ○○○ 【23】

・ ○○○ 【24】

・ ○○○ 【26】

・ ○○○ 【27】

・ ○○○ 【28】

・ ○○○ 【29】

〈議題の制限〉

・ ○○○ 【22】

(3) 支配介入

ア 反組合的言動

〈組合に対する発言〉

・ ○○○ 【10】

・ ○○○ 【19】

〈団体交渉拒否〉

・ ○○○ 【 3 】

・ ○○○ 【 9 】

・ ○○○ 【10】

・ ○○○ 【28】

〈協定書の締結〉

・ ○○○ 【 4 】

〈社内メール送信〉

・ ○○○ 【20】

〈抗議文送付〉

・ ○○○ 【21】

〈ストライキの欠勤扱い〉

・ ○○○ 【21】

イ 人事権の行使

〈配置転換〉

・〇〇〇【21】

〈出向等〉

・〇〇〇【7】

〈懲戒処分〉

・〇〇〇【12～15】

〈けん責処分〉

・〇〇〇【11】

〈訓告書〉

・〇〇〇【6】

ウ 団体交渉に係る会社の対応

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・〇〇〇【22】

(4) 報復的不利益取扱い

〈賞罰の告示〉

・〇〇〇【4】

〈けん責処分〉

・〇〇〇【11】

・〇〇〇【22】

〈解雇〉

・〇〇〇【22】

〈嚴重注意〉

・〇〇〇【22】

〈工事個数の割当〉

・〇〇〇【19】

〈社内メール送信〉

・〇〇〇【20】

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

ア 申立人適格

〈労働者性〉

・〇〇〇【19】

イ 使用者性

〈雇用主と請負契約の関係にある会社〉

・〇〇〇【1】

〈雇用主の親会社〉

・〇〇〇【8】

〈労働組合〉

・〇〇〇【4】

・〇〇〇【16】

〈労働組合の代表者個人〉

・〇〇〇【4】

(2) 却下事由

〈申立期間の徒過〉

・〇〇〇【26】

〈当事者の死亡〉

・〇〇〇【12～15】

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈正社員登用拒否の禁止〉

・〇〇〇【10】

〈訓告書の措置をなかったものとして取り扱うこと〉

・〇〇〇【6】

〈けん責処分をなかったものとして取り扱うこと〉

・〇〇〇【11】

〈賃金相当額の支払〉

・〇〇〇【11】

〈工事個数の割当の是正及び既払額との差額の支払〉

・〇〇〇【19】

〈取下げを要請する行為の禁止〉

・〇〇〇【20】

(2) 団体交渉拒否の救済

ア 団体交渉応諾

・〇〇〇【1】

・〇〇〇【2】

・〇〇〇【3】

・〇〇〇【16】

イ 誠実な団体交渉

・〇〇〇【6】

・〇〇〇【9】

・〇〇〇【11】

・〇〇〇【17】

・〇〇〇【18】

・〇〇〇【27】

ウ 文書交付のみ

・〇〇〇【5】

(3) 支配介入の救済

ア 正社員登用拒否の禁止

・〇〇〇【10】

イ けん責処分をなかつたものとして取り扱うこと

・〇〇〇【11】

ウ ストライキを欠勤として取り扱うことの禁止及び昇給額の是正

・〇〇〇【21】

エ 文書交付のみ

・〇〇〇【9】

オ 文書交付及び掲示

・〇〇〇【19】

(4) 文書交付・掲示

ア 文書交付のみ

• ○○○ 【 1 】

• ○○○ 【 2 】

• ○○○ 【 3 】

• ○○○ 【 4 】

• ○○○ 【17】

• ○○○ 【18】

• ○○○ 【20】

• ○○○ 【21】

イ 文書交付及び掲示

• ○○○ 【 6 】

• ○○○ 【10】

• ○○○ 【11】

• ○○○ 【16】

• ○○○ 【19】

• ○○○ 【27】

3 命令・決定事件の概要

1 ○○○（5不25、7.1.29終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、組合員Xとの関係で、労働組合法（以下「労組法」という。）上の使用者に当たり、②Xの作業環境等について、組合からの本件団体交渉申入れに同社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が令和4年10月14日付けで申し入れた団体交渉のうち、組合員Xの就労時における被ばく労働管理などの作業環境に係る事項について、誠実に応じること。

イ 文書交付（要旨：上記アのことが不当労働行為であると認定されたこと、及び今後このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

ウ 上記イの履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社は、Xが従事した工事の元請事業者であり、会社とXとの間には直接の雇用関係になかったが、組合が会社に団体交渉を申し入れた、「Xが従事した工事における被ばく労働管理」については、会社が一手に担っていたといえるから、会社はXとの関係で労組法上の使用者に当たる。

一方で、組合が、会社に団体交渉を申し入れた、「危険手当の支給」については、会社がそのことに関し、何らかの事実上の力を背景に影響を及ぼしたなどの事実は何ら立証されていないから、会社がXとの関係で労組法上の使用者に当たるとはいえない。

イ 組合が申し入れた団体交渉の議題である「Xが従事した工事における被ばく労働管理などの作業環境」は、「労働条件その他の待遇」であり、義務的団体交渉事項である。Xが、工事に従事

してから団体交渉申入れまでに約10年が経過しているものの、それまでの経緯には相応の事情があり、社会通念上合理的期間内に申入れがなされたものとみるべきであり、上記議題の団体交渉の申入れに会社が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

2 ○○○（5不70、7.2.14終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、組合からの令和5年11月6日付けの団体交渉の申入れに応じなかったことが、不当労働行為に当たるなどとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が令和5年11月6日付けで申し入れた組合員2名の未払賃金に関する団体交渉に速やかに応じなければならない。

イ 文書交付（要旨：当社が、令和5年11月6日付けで組合が申し入れた組合員2名の未払賃金に関する団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為と認定されたこと及び今後、このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

ウ 上記イの履行報告

(3) 判断の要旨

組合は、会社に対し、会社が雇用する労働者であった組合員2名の未払賃金の支払について団体交渉を申し入れたものであり、組合が申し入れた内容は義務的団体交渉事項に該当することから、会社は、これに応ずべき立場にあったといえる。

しかし、会社は、組合の11月6日付けの団体交渉申入書の受領後、組合の団体交渉申入れに対して何ら回答を行わず、団体交渉に応じていない。

また、会社は、本件審査手続においても、主張書面や証拠を提出せず、期日にも出席しないなど、何ら主張及び立証を行わなかつ

た。

上記経緯のとおり、会社は、組合からの団体交渉申入れに一切応じておらず、その理由について、本件審査手続において何ら主張及び立証を行っていないのであるから、会社が、11月6日付けで組合が申し入れた組合員2名の未払賃金に関する団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

3 ○○○（5不14、7.2.20終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、令和5年2月21日付けの組合からの団体交渉申入れ（以下「本件団体交渉申入れ」という。）に対する2月28日の会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が令和5年2月21日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

イ 文書の交付（要旨：5年2月21日付けの組合からの団体交渉申入れに対する同月28日の会社の対応は、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されたこと及び今後このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

ウ 上記イの履行報告

(3) 判断の要旨

5年2月21日に開催された第1回団体交渉の終盤時点において、団体交渉の要求事項である未払賃金等の問題が未解決のまま残されていたのであるから、会社は本件団体交渉申入れに応ずべき立場にあったところ、2月28日、会社は、組合に対し、本件団体交渉申入れに応じない旨を述べ、その後も本件団体交渉申入れに応じておらず、会社が本件団体交渉申入れを拒否したことに正当な理由は認められない。

そして、会社が、第1回団体交渉において本件団体交渉申入れに一度は応じる意向を回答していたにもかかわらず、その1週間

後に一転して団体交渉に応じない旨を組合に明言し、その際、第1回団体交渉における合意事項を反故にする発言やうそをついている組合との団体交渉に応じても仕方がない旨の発言をしていたこと、本件申立て後も、会社が、組合からの7回に及ぶ文書による団体交渉の申入れに一切応じていないことをも併せて考慮すれば、本件団体交渉申入れに対する2月28日の会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとともに、組合の組織運営に対する支配介入にも当たるといふべきである。

4 ○○○（2不111、7.2.26終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①P組合及びYは、Xとの関係で、労働組合法上の使用者に当たり、②P組合と会社とが、元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したこと、③会社が、元年12月24日以降、Xの所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア P組合及びYはXとの関係で労働組合法上の使用者としての地位にあるとまでは認めることができない。

イ P組合と会社とが、元年12月24日付けで和解協定書を締結したことは、P組合の組織運営に対する支配介入に当たらない。

ウ 本件審査手続において、会社が元年12月24日以降、Xが所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開したと認めるに足りる証拠はなく、Xの申立事実が支配介入又は不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たると認めることはできない。

5 ○○○（4不25、7.2.26終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合らの令和3年9月19日付けの団体交渉申入れに対

する、法人の同月23日及び27日付けの回答並びに10月8日の本件団体交渉における対応が不当労働行為に当たり、救済利益が存在するとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付（要旨：令和3年10月8日の団体交渉において、貴組合らが申し入れた議題について、①人事委員会で検討されるべき問題である、人事委員会で検討し、全体的な決定を行ってからであれば回答することができるなどとして、貴組合らとの交渉に応じなかったこと、②以前の団体交渉で回答済みであるとのみ回答したことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

イ 上記アの履行報告

ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 3年9月23日及び27日付けの回答を含む団体交渉での使用言語に係る法人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否にも不誠実な団体交渉にも当たらない。

イ 組合らが申し入れた要求事項について、法人内の組織である人事委員会で検討されるべき問題である、人事委員会での検討後であれば回答することができるなどとして、組合らとの交渉に応じなかった点で、また、以前の団体交渉で回答済みであるとのみ回答した点で、不誠実な団体交渉に当たる。

ウ 今後、団体交渉議題によっては、法人が本件団体交渉と同様の対応を繰り返すおそれがないとはいえず、将来に向けて円滑な労使関係を築くための救済の必要性等が全て失われたとまではいえないことから、本件申立てにおける救済の利益は失われていない。

6 ○○○ (31不21、7.3.27終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①本件団体交渉における法人の対応、②本件訓告書の

措置が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合らが申し入れた賃金等の労働条件を議題とする団体交渉に、適切な資料を提示して論拠を説明するなどして誠実に応じなければならない。

イ 法人は、X 1 に対する平成31年2月5日付けの訓告書の措置をなかったものとして取り扱わなければならない。

ウ 文書交付及び掲示

エ 上記イ及びウの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 本件団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

イ 本件訓告書の措置は、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たる。

7 ○○○（3不56、7.4.9終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①組合が、会社に対し、令和2年9月28日又は10月28日付けで団体交渉を申し入れた事実があり、②2年9月28日又は10月28日付けの団体交渉申入れに対する会社の対応、③会社が、X 1 に対し、㊦同人が2年10月1日付けで会社に復職した際に申立外Z 1社へ出向させたこと（本件出向）、④その際同人の賃金月額を48万6,400円としたこと及び㊧その後本件出向を解除していないことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 組合が会社に対して2年9月28日又は10月28日付けで団体交渉を申し入れた事実があったと認めることはできないといわざ

るを得ない。そして、争点1の事実があったとは認められない以上、争点2については判断を要しない。

イ ㊦会社が、X1に対し、同人が2年10月1日付けで会社に復職した際にZ1社へ出向させたこと（本件出向）、㊧会社が、本件出向時のX1の賃金を48万6,400円としたこと及び㊦会社が、本件出向を解除しないことは、いずれも、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入には当たらない。

8 ○○○（5不72、7.5.8終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、㊠L社は、X1の労働組合法上の使用者に当たり、㊡L社が、5年7月10日付けで組合の申し入れた団体交渉に応じなかったこと、㊢5年7月26日及び8月30日の団体交渉におけるI社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

L社は、X1が応募したALT事業に関する採用活動等の業務は行っておらず、その応募に関するやり取りはX1とI社との間で行われたものである。そのほか、L社がX1の基本的な労働条件について、I社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定できると認めるに足りる疎明はないことから、L社は、X1の労働組合法上の使用者に当たるとは認められない。したがって、その余の事情を判断するまでもなく、L社が団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否には当たらない。

また、I社は、7月26日及び8月30日の団体交渉において、ALTの採用や労務の担当者らを団体交渉に出席させたことから、適切な交渉員を出席させたといえる。また、I社は、組合の資料開示要求に対し、一部、組合が指定した期日を過ぎて提出した事実が

認められるものの、不誠実な対応とまではいえない。したがって、7月26日及び8月30日の団体交渉におけるI社の対応は、不誠実な団体交渉には当たらない。

9 ○○○（4不22、7.5.21終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、X2を○○○訪問看護ステーション（以下「○○○ST」という。）の管理者として任命せず、○○○STの事業を廃止したこと（以下「本件事業廃止」という。）、②会社が、3年6月30日にX1を、8月31日にX2、X3及びX4（以下、この組合員3名を「X2ら3名」という。）をそれぞれ解雇したこと、③会社が、8月17日にX2及びX3の兼業先に勤務実態の照会を行ったこと（以下「本件兼業照会」という。）、④第1回から第3回までの団体交渉における会社の対応、⑤会社が、第4回の団体交渉申入れ（以下「本件団体交渉申入れ」という。）に応じなかったこと、⑥会社が、6月25日付けの回答書並びに第1回及び第2回団体交渉において、X1に対して、解雇を争う場合は懲戒処分の手続きを進めるとしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社による文書交付（要旨：本件兼業照会を行ったこと及び本件団体交渉申入れのうち、社会保険料についての議題に応じなかったことが、不当労働行為であると認定されこと、及び今後このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

イ 上記アの履行報告

ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社が、X2を管理者に任命しなかったことは不当労働行為意思に基づくものとはいえず、本件事業廃止を行ったことには会社の当時の状況から無理からぬ事情があり、不当労働行為に当たるとはいえない。

- イ 会社は、X 1 が組合に加入する以前から同人の勤務態度を問題視しており、X 1 の解雇は不当労働行為に当たらない。また、X 2 ら 3 名の解雇は、本件事業廃止を理由とするものであるから、不当労働行為に当たらない。
- ウ 会社は、X 2 及び X 3 に解雇することを既に通知しており、両名の兼業先に本件兼業照会を行う必要性は認められず、かつ、本件兼業照会は、組合が反対する中で一方的に行なわれており、組合の運営に対する支配介入に当たる。一方で、X 2 及び X 3 に本件兼業照会により不利益が生じたことについて具体的な疎明がないため、不利益取扱いに当たるとはまではいえない。
- エ 会社は、第 1 回から第 3 回までの団体交渉で、本件事業廃止等の議題について根拠となる資料を示したり、相応の説明をしたといえるから、会社の団体交渉における対応は、不当労働行為に当たるとはいえない。
- オ 本件団体交渉申入れの議題のうち、社会保険料の負担については新たな労働問題であり、これに応じなかったことは正当な理由のない団体交渉拒否に当たるが、会社が、これに対して理由もなく無視したとはいえないから、組合の運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。
- カ 会社は、X 1 の組合加入前に、既に同人に懲戒事由があることを認識していたのであり、会社が、当初は穏当に退職を促し、これに応じなかった場合は懲戒解雇の進めるとしたことは、不当労働行為に当たるとはいえない。

10 ○○○（4 不62、7.5.21 終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合からの組合員らの正社員への登用申入れに対し、会社がそれを拒否したこと、②上記申入れに対し、4 年 8 月 2 日の本件団体交渉において、会社がこれに応じない理由を述べたときの当時の社長の発言が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ア 会社は、組合の組合員であることを理由に、組合員の正社員登用を拒否してはならない。
- イ 会社は、組合の組合員を正社員に登用しない理由が団体交渉における組合員の態度や言動であるなどと発言して、組合の組織運営に支配介入してはならない。
- ウ 文書交付及び掲示（要旨：4年8月2日の団体交渉において会社が本件申入れを拒否したこと及び本件申入れに応じない理由を述べたときの会社の発言が不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）
- エ 上記ウの履行報告

(3) 判断の要旨

- ア 上記申入れに対し、会社がそれを拒否したことは、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の組織運営に対する支配介入に当たるといふべきである。
- イ 上記申入れに対する、4年8月2日の本件団体交渉における当時の社長の発言は、組合の組織運営に対する支配介入に当たるといふべきである。

11 ○○○（5不9、7.5.21終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①令和4年度以降の高校の非常勤講師に対する給与の支給方法の変更に関する第1回から第3回までの団体交渉における法人の対応、②法人がXに対して5年度に授業を委嘱しなかったこと、③法人がXに対して5年4月4日付けでけん責処分を行ったこと、④Xの5年度の担当コマ数等の労働条件及び同人に対する懲戒処分に関する第4回から第6回までの団体交渉における法人の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ア 法人は、4年度以降の高校の非常勤講師に対する給与の支給

方法の変更及び組合員Xの5年度以降の担当コマ数等の労働条件に関する団体交渉の申入れがあったときは、主張の根拠となる資料を提出するなどして誠実にこれに応じなければならない。

イ 法人は、Xに対し、5年度春学期は授業を週6コマ、5年度秋学期以降は授業を週3コマ担当したのものとして取り扱い、授業を実際に担当するまでの間に同人が得たであろう賃金相当額を支払わなければならない。

ウ 法人は、Xに対する5年4月4日付けのけん責処分をなかったものとして取り扱わなければならない。

エ 文書交付及び掲示（要旨：団体交渉における法人の対応、Xに対し5年度に授業を委嘱しなかったこと及びXに対し4月4日付けでけん責処分を行ったことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

オ 上記イ、ウ及びエの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 4年度以降の高校の非常勤講師に対する給与支給方法の変更に関する第1回から第3回までの団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

イ 法人が、Xに5年度の授業を委嘱しなかったこと及び4月4日付けでけん責処分を行ったことは、同人が組合員であるが故の不利益取扱い及び同人を組織する組合らが本件不当労働行為救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、組合らの弱体化を企図した支配介入にも当たる。

ウ Xの労働条件及び同人に対する懲戒処分に関する第4回から第6回までの団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

12～15 ○○○外3件（15不42外3件、7.6.3終結、却下）

(1) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(2) 決定の要旨

申立人は、死亡しており、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかったため、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

16 ○○○（4不35、7.6.4終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①N組合は、X1との関係で労働組合法上の使用者に当たり、②S組合が令和4年2月8日付けで申し入れた団体交渉にN組合が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア N組合は、S組合が令和4年2月8日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。

イ 文書交付及び掲示

ウ 上記イの履行報告

(3) 判断の要旨

ア N組合は、X1との関係において、労働組合法上の使用者に当たる。

イ S組合が令和4年2月8日付けで申し入れた団体交渉に東京支部が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

17 ○○○（5不31、7.7.2終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、本件団体交渉以降、連合会が団体交渉に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 連合会は、組合が令和5年3月26日付け及び4月12日付けで申し入れた団体交渉に、適切な資料を提示して論拠を説明する

などして誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ 前項の履行報告

(3) 判断の要旨

本件団体交渉以降、連合会が団体交渉に応じなかったことは正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

18 ○○○（5不37、7.7.2終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、令和5年3月20日及び5月17日の団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が5年3月20日付けの「要求書」に係る団体交渉を申し入れたときは、文書による回答を提示して誠実に応じなければならない。

イ 文書交付（要旨：5年5月17日に開催された団体交渉における当社の対応は、不当労働行為であると認定されたこと、及び今後このような行為を繰り返さないよう留意すること。）

ウ 前項の履行報告

(3) 判断の要旨

会社が、第1回団体交渉で約束した文書回答を、その後本社からの指示でできないとし、そのことを議題として開催された5月17日の第2回団体交渉で、文書回答ができない理由について合理的な説明をしなかったことは、不誠実な団体交渉に当たる。

19 ○○○（2不27、7.7.16終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合らの組合員である計器工事作業者が、労働組合法上の労働者に当たり、②2年2月25日から同月27日までの間の計器工事部長の発言、③組合員に対する2年度の工事個数の割当

が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員ら12名に対し、全計器工事作業等と同等の減少率で2年度の工事個数を割り当てたものとして取り扱い、既に支払った請負金額との差額を支払わなければならない。

イ 文書交付及び掲示（要旨：計器工事部長の発言及び組合員に対し2年3月21日から3年2月20日までの間の工事個数の割当てを減らしたことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

ウ 上記ア及びイの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 計器工事作業者は、労働組合法上の労働者に当たる。

イ 計器工事部長の発言は、組合活動として行っている不当労働行為救済申立てに係る審査手続等について、会社が、誰がどのような頻度で参加しているかを把握しているということを組合員らに伝えた発言であったといえることなどから、組合加入及び組合活動を抑制することを狙ったものとみざるを得ず、組合の弱体を企図した支配介入に当たる。

ウ 計器工事作業者の中でも高く評価されていた組合員らの元年度から2年度の計器工事個数の減少率が、非組合員である計器工事作業者の減少率より大きくなったことは不自然であり、上記イの計器工事部長の発言を考慮すると、組合員らが活発な組合活動を行ったことに危機感を抱いた会社が、その影響力を減殺するために組合員らの工事個数を減らすという不利益取扱いを行ったものと認められる。

20 ○○○（2不30外1件、7.7.16終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、組合員X1との雇用契約関係を否定し、業務依頼を行わなかったこと、②会社のY1が、X1に対して送信し

た、雇用契約締結手続きに関するメール（以下「本件Y1メール」という。）において、「労働委員会の提訴取り下げも同時にお願いいたします。」と記載したこと、③会社のASD（Administrative Sales Director）であるY2が、同社のカウンセラーに対し、社内のグループウェアを使用したメッセージ機能（以下「社内メール」という。）を用いて、支部執行委員長X2への対応について注意喚起するメッセージ（以下「本件Y2メール」という。）を送信したこと、④会社のAM（Area Manager）であるY3が、カウンセラーZ1に対し、X2にストライキで授業を欠勤しないようにプレッシャーをかける内容の社内メール（以下「本件Y3メール」という。）を送信したこと、⑤会社が、組合員X3に対し契約不更新を通知したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 組合らの組合員X1との雇用契約を締結するときに、同人に対し、組合らが申し立てた不当労働行為救済申立事件の取下げを要請しないこと。

イ 文書交付（要旨：Y1がX1に対して送信した本件Y1メールにおいて、X1が会社との雇用契約締結の際に、組合らが申し立てた不当労働行為救済申立事件の取下げを要請した行為が、不当労働行為と認定されたこと、及び今後、同様の行為を繰り返さないよう留意すること。）

ウ 上記イの履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社がX1へ業務の依頼を行わなかったことは、X1の雇用契約更新の手続が行われておらず、X1から勤務可能な日程の提示がなかったことによるものであり、不当労働行為に当たるとはいえない。

イ 本件Y1メールは、X1との雇用契約締結と前件申立ての取下げを関連付ける記載があり、組合らの組織運営への支配介入

に該当する。

一方で、前件の申立て未取下げを理由に復職が拒否された事実を裏付ける疎明はなく、本件Y 1 メール送信行為は正当な組合活動または不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いには当たらない。

ウ 本件Y 2 メールは、Y 2 の職責に基づく業務上の指示といえ、会社の行為であるということができるものの、組合活動への具体的な影響は認められず、また、送信先も限定的であることを踏まえると、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

エ 本件Y 3 メールは、Y 3 がZ 1 の前任者であるという一定の親しい間柄でのやり取りであり、組合活動に影響を及ぼすものとはいえないため、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

オ 会社が、X 3 を雇止めしたことは、X 3 の業務遂行態度や協調性の欠如を理由とするものであり、反組合的意図は認められず、不利益取扱い及び支配介入には当たらない。

21 ○○○（4不82、7.8.7終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、4年2月6日付けで、組合らに対し、組合らが同日に行ったストライキの予告時刻について抗議することなどを記載した文書（以下「本件文書」という。）を送付したこと、②会社が、X 1 に対し、土曜日のレッスンの担当スクールをZ 1 校からZ 2 校に変更する旨の配置転換（以下「本件配置転換」）を行ったこと、③会社が、組合員らが実施したストライキを本件人事考課制度において欠勤として取り扱ったこと、④会社が、X 2 の5年4月の昇給額を1,000円としたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、令和4年4月1日に導入した人事考課制度に基づく

人事考課において、組合らの組合員らが実施したストライキを欠勤とした取扱いをなかったものとし、ストライキを欠勤として取り扱わなかった場合の昇給額が、既に実施された昇給の額を上回る者については、昇給時に遡って昇給額を是正するとともに、是正した昇給額に基づく賃金支給額と既に支給した賃金額との差額を支払わなければならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- エ その余の申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

- ア 会社が、組合らに対し、本件文書を送付したことは、組合らの運営に対する支配介入に当たらない。
- イ 会社が、X 1 に対し、本件配置転換を行ったことは、正当な組合活動をしたことを理由とする不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たらない。
- ウ 会社が、組合員らが実施したストライキを本件人事考課制度において欠勤として取り扱ったことは、組合らの運営に対する支配介入に当たる。
- エ 会社が、X 2 の5年4月の昇給額を1,000円としたことは、正当な組合活動をしたことを理由とする不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たる。

22 ○○○（5不1、7.8.7終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①S 1 社が、㉞12月5日付回答書において、当面の団体交渉の議題を制限する旨の回答をしたこと、㉟12月27日付通知書において、団体交渉の議題と組合員の労働条件との関連性を具体的に文書で提示してほしい旨の回答をしたこと、②S 1 社のY 1 人事マネージャーが、組合員X 1 に対して、資料を開示しない旨のメールを送信したこと、③団体交渉におけるS 2 社（当時。S 1 社と併せて「会社」という。なお、本件結審後、S 2 社はS 3 社に吸

収合併され、合併会社はS 2 〃社に商号変更した。) 及びS 1 社の発言、④S 2 社が、組合員X 2 にけん責処分をしたこと及び嚴重注意を行ったこと、⑤S 2 社が、X 2 を解雇したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア S 1 社が、12月5日付回答書及び12月27日付通知書で、組合に当面の団体交渉の議題を制限する旨回答したことなどには、いずれも相応の事情があったといえ、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たらない。

イ X 1 の資料要求は、組合としてではなく個人的に行ったものとみられ、Y 1 人事マネージャーは暫定的に資料の開示を拒否したにすぎず、組合の運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

ウ 団体交渉における会社の発言は、組合の質問や追及を受けて事実を説明したものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

エ X 2 へのけん責処分には会社として相応の事情があり、また、その後もX 2 の業務態度が改善されなかったことからすれば、同人に対しさらに嚴重注意を行ったことにも相応の事情があったというべきであり、いずれも不当労働行為には当たらない。

オ けん責処分や嚴重注意以降も、X 2 の業務態度が改善される見込みがない状況が継続しており、同人に対する解雇には相応の理由があり、不当労働行為には当たらない。

23 ○○○ (6不30、7.8.15終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、本件団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

本件団体交渉における会社の対応は不誠実な団体交渉に当たらない。

24 ○○○ (5不78、7.9.3終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、本件団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

本件団体交渉における会社の対応は不誠実な団体交渉に当たらない。

25 ○○○ (3不42、7.9.25終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、法人が令和2年度、3年度、4年度の各転換試験においてXを不合格としたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

Xが平成28年から申立外○○○○○○労働組合の執行委員長を務め、組合と法人との間に一定の緊張関係があったことは認められるものの、法人がXの業務態度や業務能力について問題があると考え、Xを非正規職員から正職員への転換を認めないと判断したことに不自然なところは認められない。また、転換試験の受験者数延べ49名のうち合格者が17名であり、その17名の合格者の中に組合員がいることも併せ考えると、法人が令和2年度から4年度までの転換試験においてXを不合格としたことが、同人が組

会員であるが故の不利益取扱いに当たるとまではいうことができない。

26 ○○○（4不83、7.9.25終結、却下・棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①令和4年8月2日の第10回団体交渉までの団体交渉における資料の開示等の会社の対応、②令和4年8月2日の第10回団体交渉の後、会社が、平成28年度から令和4年度までの間のX1の格付及び賃金の是正を議題とする団体交渉に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

- ア 令和3年12月26日以前の団体交渉に係る申立てを却下する。
- イ その余の申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 申立てから1年以上前の令和3年12月26日以前となる、第1回から第6回までの団体交渉に係る申立ては、申立期間を徒過した不適法なものとして、却下せざるを得ない。

会社は、会社の人事考課制度についても、X1の個別の人事考課についても、組合の理解を得るべく相応の具体的な説明を行っている。

資料開示要求に対しては、会社は、相当程度の資料を提供しており、開示できない部分については、開示できない明確な理由を説明するなど相応の対応をしている。

以上のとおりであるから、第10回までの団体交渉における資料の開示等の会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たらない。

イ 第10回団体交渉終了時点において、組合と会社の双方の主張は平行線に至っており、交渉が進展する見込みのない行き詰まりの状態に達していたのであるから、会社が団体交渉に応じなかったことに正当な理由がないとはいえない。

27 ○○○（3不54、7.11.11終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①「拠点区分間繰入金」に関する説明についての団体交渉における法人の対応、②法人が労基署から交付された是正勧告書の全面開示要求に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、第14回団体交渉において、賃上げができない理由として被申立人が回答した○○事業所の元年度決算の赤字と関連する拠点区分間繰入金の内容について、組合らが、その説明を求める団体交渉を申し入れたときは、資料を示して具体的に説明するなどして、誠実に協議に応じなければならない。

イ 文書（要旨：第14回団体交渉における、○○事業所の元年度決算の赤字と関連する本件分担金の内容の説明に係る当法人の対応が不当労働行為と認定されたこと、及び今後、同様の行為を繰り返さないよう留意すること。）の交付及び掲示

ウ 上記イの履行報告

エ その他申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 法人は、第14回団体交渉において、賃上げができなかった理由は元年度決算の赤字であると説明したにもかかわらず、組合が○○事業所の赤字の原因であると指摘して説明を求めた「拠点区分間繰入金」について、その内容や内訳といった具体的な説明に応じておらず、赤字の原因について十分な説明を行っていない。このような法人の対応は不誠実な団体交渉に当たる。

イ 法人は、労基署から交付された是正勧告書の開示には応じていないものの、労基署の指摘事項については一応の説明を行い、また、労使間では上記指摘事項について具体的な協議が行われており、是正勧告書が組合らに開示されていないことが、団体交渉において議論を進めることへの具体的な障害となっていたとまではみることはできない。したがって、法人の対応が不誠

実な団体交渉に当たるとはいえない。

28 ○○○（2不96、7.12.10終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、4年8月26日の第5回団体交渉で第一次提案及び第二次提案を撤回し、団体交渉を打ち切ったこと、②会社が第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否していることが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社が、第一次提案及び第二次提案を第5回団体交渉で撤回し、団体交渉を打ち切ったことは、○○○○○○支部の組合員に対する不利益取扱いには当たらず、3労組の弱体化を図る支配介入に当たるともいえない。

イ 会社が、第5回団体交渉後、3労組が申し入れた争議を解決するための団体交渉を拒否していることは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらず、また、3労組の弱体化を図る支配介入にも当たらない。

29 ○○○（3不73、7.12.10終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、第1回から第5回までの団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）において、○○○郵便局が実施しているスキル評価の運用方法は、会社が作成している「マニュアルどおりのスキル評価であり、正当な運用方法である。」と繰り返し説明したこと、②9月30日の第5回団体交渉で、会社が管理者用マニュアルを組合に開示しなかったこと、③会社が、X1のスキル評価について、3年度上期に「A無」、3年度下期に「A有」としなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった

事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア ○○○郵便局が会社の定めたスキル評価制度と異なった運用を行っているとの組合の主張はいずれも採用することができず、会社が本件団体交渉でスキル評価制度について虚偽の説明を行っているという事実は認められず、むしろ会社は○○○郵便局において手引きや定期評価マニュアルのとおりスキル評価を行っていることについて組合が理解できるよう繰り返し説明を行っていたといえるから、本件団体交渉における会社の対応が不誠実であるとはいえない。

イ 本件団体交渉において、管理者用マニュアルの開示が不可欠であったとは認められず、管理者用マニュアルを開示しなければ協議が進展しなかったということはできないから、会社がこれを組合に開示しなかったことが、不誠実な団体交渉に当たるとすることはできない。

ウ 3年度上期及び下期のX1のスキル評価において、特段不自然な点は認められず、手引きや定期評価マニュアルから逸脱した運用がX1に対しなされたとはいえない。また、X1が組合に加入して以降、同人のスキル評価が下がるなどして不利益な取扱いを受けた事実も認められない。

したがって、会社が、X1のスキル評価について、3年度上期に「A無」、3年度下期に「A有」としなかったことは、X1が組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとはいえない。

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和7年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越27件と新規申立て19件を合わせた46件で、そのうち、令和7年12月末までに、19件が終結した（第9表）。

2 再審査事件の終結状況

終結した19件は、棄却が6件、却下が1件、和解認定が8件、取下が4件であった（第9表）。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (27件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	〇〇〇	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	〇〇〇	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	〇〇〇	29不87 H29.11.28 R3.11.10	1・2・3 棄却	3不再44 R3.11.24 係属中	労 1・2・3
4	〇〇〇	2不24 R2.3.16 R4.11.25	2 全部救済	4不再37 R4.12.7 係属中	使 2
5	〇〇〇	30不31 H30.4.12 R4.12.7	1・3 一部救済	4不再42 R4.12.20 R7.1.30	労 1・3 取下
6	〇〇〇	2不80 R2.9.1 R5.6.1	1 一部救済	5不再16 R5.6.7 R7.6.2	使 1 和解認定
7				5不再19 R5.6.14 R7.6.2	労 1 和解認定
8	〇〇〇	2不110 R2.12.21 R5.6.7	1・3 全部救済	5不再17 R5.6.9 係属中	使 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	〇〇〇	2不107	2・3 一部救済	5不再38 R5.11.27 R7.8.21	使 3 棄却
10		R2.12.14 R5.11.14		5不再39 R5.11.28 R7.8.21	労 2・3 棄却
11	〇〇〇	元不87	1・2・3 一部救済	5不再41 R5.12.7 R7.1.17	使 1・3 和解認定
12		R1.11.27 R5.11.29		5不再43 R5.12.13 R7.1.17	労 2・3 和解認定
13	〇〇〇	2不41 4不80 5不4 R2.4.23 R4.12.20 R5.1.23 R6.3.6	1・3・4 棄却	6不再9 R6.3.18 R7.6.18	労 1・3・4 棄却
14	〇〇〇	2不98 R2.11.6 R6.3.18	2・3 全部救済	6不再11 R6.4.1 係属中	使 2・3
15	〇〇〇	3不82 R3.11.29 R6.4.11	2・3 棄却	6不再18 R6.4.19 係属中	労 2・3
16	〇〇〇	3不57 R3.8.13	3 一部救済	6不再20 R6.5.2 R7.12.1	使 3 棄却
17		R6.4.30		6不再22 R6.5.15 R7.12.1	労 3 棄却

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
18	〇〇〇	2不6 R2.1.28 R6.5.23	1・2 一部救済	6不再26 R6.6.6 R7.10.28	労 1・2 棄却
19	〇〇〇	4不12 R4.3.3 R6.6.19	2 棄却	6不再28 R6.7.3 R7.3.5	労 2 取下
20	〇〇〇	3不43 R3.6.17 R6.8.7	2 棄却	6不再36 R6.8.21 係属中	労 2
21	〇〇〇	3不95 R3.12.17 R6.9.2	2・3 全部救済	6不再40 R6.9.12 R7.6.6	使 2・3 和解認定
22	〇〇〇	2不85 R2.9.4 R6.9.5	1・3 全部救済	6不再42 R6.9.13 係属中	使 1・3
23	〇〇〇	4不47 R4.8.29 R6.9.5	1・2・3 一部救済	6不再43 R6.9.18 係属中	使 2
24				6不再45 R6.9.20 係属中	労 1・2・3
25	〇〇〇	4不20 R4.4.4 R6.9.6	1・2・4 棄却	6不再44 R6.9.17 R7.6.8	労 1・2・4 却下
26	〇〇〇	元不95 R1.12.27 R6.10.8	2 棄却	6不再49 R6.10.23 係属中	労 2
27	〇〇〇	4不79 R4.12.19 R6.10.24	1・2・3 一部救済	6不再50 R6.11.5 係属中	使 1・2・3

(2) 令和7年の申立事件 (19件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	〇〇〇	2不111 R2.12.23 R7.2.26	3・4 棄却	7不再6 R7.3.12 係属中	労 3・4
2	〇〇〇	4不25 R4.4.18 R7.2.26	2 一部救済	7不再7 R7.3.12 R7.10.3	使 2 和解認定
3	〇〇〇	31不21 H31.3.14 R7.3.27	1・2・3 全部救済	7不再16 R7.4.8 係属中	使 1・2・3
4	〇〇〇	3不56 R3.8.11 R7.4.9	1・2・3 棄却	7不再17 R7.4.16 係属中	労 1・2・3
5	〇〇〇	4不22 R4.4.6 R7.5.21	1・2・3 一部救済	7不再24 R7.6.3 係属中	労 1・2・3
6	〇〇〇	4不62 R4.10.21 R7.5.21	1・3 全部救済	7不再22 R7.5.27 R7.12.4	使 1・3 取下
7	〇〇〇	5不9 R5.2.20 R7.5.21	1・2・3・4 全部救済	7不再23 R7.5.29 R8.1.23	使 1・2・3・4 和解認定
8	〇〇〇	4不35 R4.6.17 R7.6.4	2 全部救済	7不再28 R7.6.10 R7.8.19	使 2 取下
9	〇〇〇	5不31 R5.4.17 R7.7.2	2 全部救済	7不再35 R7.7.14 係属中	労 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	〇〇〇	2不27 R2.3.26 R7.7.16	1・3・4 全部救済	7不再36 R7.7.29	使 1・3・4
11	〇〇〇	4不82 R4.12.26 R7.8.7	1・3 一部救済	7不再40 R7.8.19 R7.11.28	使 1・3 和解認定
12	〇〇〇	5不1 R5.1.6 R7.8.7	1・2・3・4 棄却	7不再39 R7.8.19 係属中	労 1・2・3・4
13	〇〇〇	5不78 R5.12.22 R7.9.3	2 棄却	7不再43 R7.9.17 係属中	労 2
14	〇〇〇	4不83 R4.12.27 R7.9.25	2 棄却	7不再45 R7.10.2 係属中	労 2
15	〇〇〇	3不54 R3.8.2 R7.11.11	2 一部救済	7不再48 R7.11.20 係属中	使 2
16				7不再49 R7.11.25 係属中	労 2
17	〇〇〇	2不96 R2.11.14 R7.12.10	1・2・3 棄却	7不再57 R7.12.23 係属中	労 1・2・3
18	〇〇〇	3不73 R3.10.13 R7.12.10	1・2 棄却	7不再58 R7.12.23 係属中	労 1・2

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
19	〇〇〇 (※)	29不95 H29. 12. 13 (R8. 1. 22)	1・2・3 棄却	7 不再55 R7. 12. 23 係属中	労 1・2・3

※ 本件については、令和7年12月10日、申立人及び被申立人一社に対して命令書を交付したところ、同月23日、組合が再審査申立てを行った。令和8年1月22日、残る被申立人二社に対して公示による交付を行ったため、本件の終結年月日は同日となった。

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和7年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	4 (2)	1
東京高等裁判所	1 (0)	1
最高裁判所	1 (0)	1

2 緊急命令申立事件

令和7年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和7年中に確定した命令は6件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件（4件）

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	原告	提起年月日 終結年月日	結果	訴訟代理人 指定代理人
1	〇〇〇 2不104 R4.9.26 却下	労	R5.3.17 係属中	—	渡邊 藤井 澤田 安田
2	〇〇〇 2不6 R6.5.23 一部救済	使	R6.6.14 R7.4.21	棄却	森(円) 野口 土屋 米山
3	〇〇〇 5不25 R7.1.29 一部救済	使	R7.2.26 係属中	—	福島 藤井 福田 棚原
4	〇〇〇 5不37 R7.7.2 全部救済	使	R7.8.1 係属中	—	森(円) 野口 野平 村上

(2) 東京高等裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結果	訴訟代理人 指定代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	原告	提起年月日 終結年月日 結果	控訴人	控訴年月日 終結年月日		
1	〇〇〇 2 不40, 3 不27 R4. 8. 24 一部救済	使	R4. 9. 22 R6. 2. 29 棄却	使	R6. 3. 14 R7. 9. 24	棄却	太田 野口 渡辺

(3) 最高裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		最高裁判所		訴訟代理人
	事件名 事件番号 終結日 終結区分	原告	提起日 終結日 結果	控訴人	控訴日 終結日 結果	上告人	上告日 終結日 結果	指定代理人
1	〇〇〇	使	R4. 12. 28	当委員会	R5. 12. 27	当委員会	R6. 7. 19	—
	30不31 R4. 12. 7 一部救済			使	R5. 12. 27 R6. 7. 10 棄却	使	R6. 7. 22 R7. 1. 17 棄却 不受理	野口 高橋

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和7年中に取り扱った労働組合の資格審査は304件で、このうち前年からの繰越が200件、新規係属が104件であった（資料＜統計表＞第39表）。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は22件減少し、新規係属件数は7件増加した（資料＜統計表＞第39表）。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属104件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが81件、法人登記のためのものが18件、委員推薦のためのものが4件、労働者供給事業のためのものが1件であった（資料＜統計表＞第41表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和7年の全国都道府県労委の新規係属総件数は366件であり、前年より4件増加した。

当委員会に係属した新規件数104件を全国比で見ると28.4%となり、前年より1.6ポイント増加した（資料＜統計表＞第40表）。

3 終結状況

(1) 終結件数

令和7年中の取扱件数304件のうち、117件が終結した。終結件数は、前年より9件減少した（資料<統計表>第39表）。

(2) 終結区分

終結した117件を終結区分別にみると、資格あり48件、資格なし3件、打切63件、取下3件となっている（資料<統計表>第39表）。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは98件で、資格ありが35件、本案の和解成立ないし和解以外の取下等に伴う打切が63件、②法人登記に係るものは14件で、資格ありが8件、資格なしが3件、取下が3件、③委員推薦に係るものは4件で、全て資格あり、④労働者供給事業に係るものは1件で、全て資格ありとなっている（資料<統計表>第42表）。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和7年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

令和7年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は2件であり、全て申請どおり認定し、これを告示した（第12表）。

第12表 認定告示一覧

事件 番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
7認1	東京都 水道局	R7.4.24 組織改正	R7.5.13 (1864回)	R7.6.3 (1866回)	申請 どおり	R7.6.19 7告示第2号 東京都公報 第18329号
7認2	東京都 下水道局	R7.9.4 組織改正	R7.9.16 (1873回)	R7.10.7 (1874回)	申請 どおり	R7.10.27 7告示第3号 東京都公報 第18416号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会議の回数である。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和7年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3) 特別調整委員

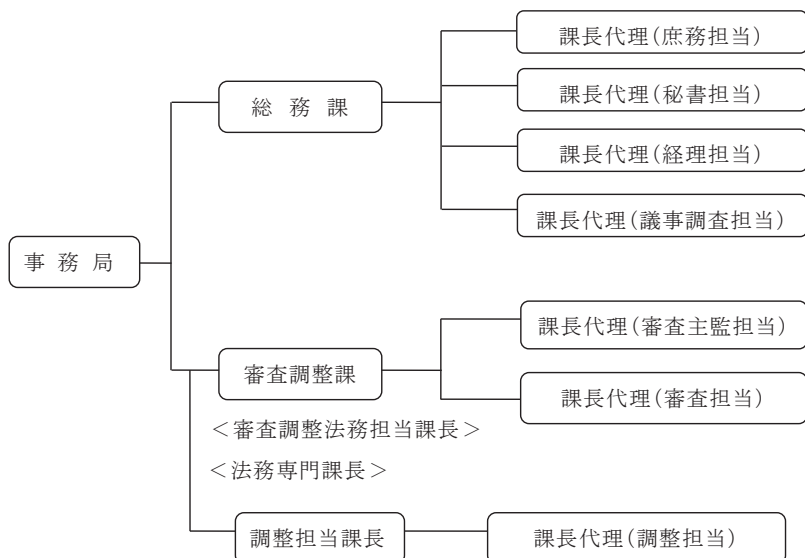
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和7年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和7年は25回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,973回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日に、総会に先立って開催することとして

いる。令和7年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,879回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

令和7年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

ア 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月13日～14日・安田講堂)

議題1 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について

議題2 コロナ禍の教訓から学ぶ

講演 労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT
： 職業能力開発の理想と現実

講師：元中央労働委員会会長

法政大学名誉教授 諏訪 康雄 氏

イ 全国労働委員会会長連絡会議（6月13日・和歌山県）

議題懇談 和解の取組について

講演 今後の労働基準関係法制の検討課題

講師：明治大学法学部教授

(中央労働委員会公益委員) 山川 隆一 氏

ウ 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

(11月13日・山上会館)

議題 比較法からみた日本のハラスメント法制の特徴と課題
—2025年労働施策総合推進法等改正を踏まえて

講師：東京大学社会科学研究所准教授

日原 雪恵 氏

エ 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月12日・和歌山県）

議題1 審査概況等について

議題2 調整事件等の概況について

議題懇談1 外国人労働者に係る事案への対応について

議題懇談2 事務局職員の人材育成等について

オ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10月24日・中労委）

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会からの事例報告等

議題3 都道府県労働委員会からの業務報告

カ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（10月23日・中労委）

議題1 労働組合法第2条の「主体」性について

議題2 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について

議題3 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

（10月21日～22日・広島）

議題1 審査事件における争点整理等の工夫について

議題2 会社が解散した場合の親会社等の使用者性について

イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

（7月3日・新潟県）

討議テーマ1 調整・審査事件あるいは個別労働関係紛争
あっせんの事例

討議テーマ2 使用者に向けた労働法令や労働委員会制度
の周知・啓発の取組について

講演 心理学の知見を労働紛争の解決に活かす
～意思決定のメカニズムから労働問題を理解する～

講師：国立大学法人新潟大学教育学部教授
/新潟県労働委員会公益委員
田中 恒彦 氏

(3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月15日～16日・栃木県)

議題1 スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について

議題2 労働紛争の現状と労働委員会の役割について

イ 第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月8日～9日・千葉県)

議題1 当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応

議題2 フリーランス、スポットワーク等をめぐる紛争と労働委員会の役割

ウ 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(5月15日・栃木県)

議題 不当労働行為救済命令の履行確認について

エ 第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(9月8日・千葉県)

議題 同一企業において複数の労働組合が併存する場合の中
立保持義務について

オ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・静岡県)

議題 令和8年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画
について

第 2 部 資 料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成28	29	30	令和元	2
取 扱 件 数	103	89	83	69	72
前年繰越	16	16	23	21	16
新規開始	87	73	60	48	56
終 結 件 数	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]	53 [100.0]	61 [100.0]
解 決	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]	19 [35.8]	19 [31.1]
取 下	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]	7 [13.2]	6 [9.8]
打 切	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]	27 [50.9]	36 [59.0]
不 調	-	-	-	-	-
裁 定	-	-	-	-	-
解 決 率	54.2	46.3	48.1	41.3	34.5
終 結 率	84.5	74.2	74.7	76.8	84.7
次 年 繰 越	16	23	21	16	11

注1) ()内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

3) 28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
東 京 都	83	50	59	45	49
全 国	233	173	185	160	187
比 率	35.6	28.9	31.9	28.1	26.2

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分	年	3	4	5	6	7
	取扱件数	(1)	94	77	75	61
前年繰越		11	27	16	16	12
新規開始	(1)	83	50	59	45	49
終結件数	(1)	67 [100.0]	61 [100.0]	59 [100.0]	49 [100.0]	46 [100.0]
解決		32 [47.8]	32 [52.5]	22 [37.3]	19 [38.8]	16 [34.8]
取下		7 [10.4]	5 [8.2]	5 [8.5]	4 [8.2]	7 [15.2]
打切		27 [40.3]	23 [37.7]	32 [54.2]	26 [53.1]	23 [50.0]
不調		-	-	-	-	-
裁定		-	-	-	-	-
解決率		54.2	58.2	40.7	42.2	41.0
終結率		71.3	79.2	78.7	80.3	75.4
次年繰越		27	16	16	12	15

注4) 終結率=終結件数/取扱件数×100

5) 3年の終結件数には、埼玉県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

6) 4年の終結件数には、神奈川県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分	年	令和3	4	5	6	7
	新規件数		83	50	59	45
労働組合員数		85,106	47,650	50,259	42,987	49,282
1件当たり労働組合員数		1,105	1,014	985	1,131	1,095

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
組 合	70 [84.3]	44 [88.0]	49 [83.1]	37 [82.2]	40 [81.6]
使 用 者	10 [12.0]	6 [12.0]	10 [16.9]	8 [17.8]	7 [14.3]
双 方	3 [3.6]	-	-	-	2 [4.1]
職 権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
有	65 [78.3]	42 [84.0]	44 [74.6]	36 [80.0]	39 [79.6]
無	18 [21.7]	8 [16.0]	15 [25.4]	9 [20.0]	10 [20.4]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和3	4	5	6	7
総数		65 [100.0]	42 [100.0]	44 [100.0]	36 [100.0]	39 [100.0]
連合		23 [35.4]	14 [33.3]	15 [34.1]	7 [19.4]	11 [28.2]
	J A M	1	-	-	-	-
	J E C 連合	-	-	-	1	-
	情報労連	2	1	1	-	-
	UAゼンセン同盟	-	-	-	-	-
	私教組	-	-	-	-	-
	連合ユニオン	-	-	1	-	-
	全国ユニオン	19	10	11	4	9
	その他	1	3	2	2	2
全労連		15 [23.1]	11 [26.2]	18 [40.9]	14 [38.9]	14 [35.9]
	日本医労連	-	-	-	1	-
	建交労	-	-	-	-	1
	全国一般	3	4	7	9	2
	全印総連	-	-	1	1	-
	私教連	-	-	1	-	-
	J M I T U	1	1	4	3	1
	民放労連	-	-	-	-	-
	自交総連	1	-	-	-	-
	全労連自治労連	-	1	2	-	-
	その他	10	5	3	-	10
上記以外		27 [41.5]	17 [40.5]	11 [25.0]	15 [41.7]	15 [38.5]
全 労 協	全国一般東京労組	1	4	-	-	-
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	20	7	6	6	5
	出版労連	1	1	1	-	-
	航空連	-	-	-	1	-
	新聞労連	-	1	-	1	1
	その他	5	4	4	7	9

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和3	4	5	6	7
組 合	総 数		83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
	都内	23 区	77 [92.8]	46 [92.0]	54 [91.5]	40 [88.9]	44 [89.8]
		市・町・村	3 [3.6]	3 [6.0]	4 [6.8]	1 [2.2]	1 [2.0]
		都 外	3 [3.6]	1 [2.0]	1 [1.7]	4 [8.9]	4 [8.2]
企 業	総 数		83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
	都内	23 区	68 [81.9]	46 [92.0]	44 [74.6]	37 [82.2]	43 [87.8]
		市・町・村	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]	3 [6.7]	3 [6.1]
		都 外	13 [15.7]	2 [4.0]	12 [20.3]	5 [11.1]	3 [6.1]

第8表 別組合及び合同労組有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和3	4	5	6	7
総 数			83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
別組合 有			9 [10.8]	5 [10.0]	7 [11.9]	6 [13.3]	14 [28.6]
別組合 無			74 [89.2]	45 [90.0]	52 [88.1]	39 [86.7]	35 [71.4]
合同労組 有			74 [89.2]	43 [86.0]	49 [83.1]	31 [68.9]	29 [59.2]
合同労組 無			9 [10.8]	7 [14.0]	10 [16.9]	14 [31.1]	20 [40.8]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
49 人 以 下	27 [32.5]	23 [46.0]	21 [35.6]	11 [24.4]	16 [32.7]
50 ～ 99	7 [8.4]	4 [8.0]	8 [13.6]	5 [11.1]	2 [4.1]
100 ～ 199	8 [9.7]	3 [6.0]	5 [8.5]	1 [2.2]	7 [14.3]
200 ～ 299	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]	3 [6.7]	4 [8.2]
300 ～ 499	9 [10.8]	-	-	-	3 [6.1]
500 ～ 999	6 [7.2]	7 [14.0]	5 [8.5]	3 [6.7]	4 [8.2]
1,000 人 以 上	14 [16.9]	6 [12.0]	7 [11.9]	14 [31.1]	10 [20.4]
不 詳	10 [12.1]	5 [10.0]	10 [17.0]	8 [17.8]	3 [6.1]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
49 人 以 下	10 [12.1]	2 [4.0]	13 [22.0]	5 [11.1]	8 [16.3]
50 ～ 99	10 [12.1]	5 [10.0]	5 [8.5]	3 [6.7]	5 [10.2]
100 ～ 199	10 [12.1]	6 [12.0]	2 [3.4]	3 [6.7]	9 [18.4]
200 ～ 299	3 [3.6]	7 [14.0]	5 [8.5]	3 [6.7]	4 [8.2]
300 ～ 499	9 [10.8]	-	3 [5.1]	2 [4.4]	2 [4.1]
500 ～ 999	17 [20.4]	15 [30.0]	11 [18.6]	4 [8.9]	7 [14.3]
1,000 人 以 上	18 [21.7]	12 [24.0]	12 [20.3]	18 [40.0]	10 [20.4]
不 詳	6 [7.2]	3 [6.0]	8 [13.6]	7 [15.6]	4 [8.2]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和3	4	5	6	7
総数		83	50	59	45	49
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		4	1	2	1	1
E 製造業		9	5	4	6	9
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		7	6	5	4	7
H 運輸・郵便業		8	6	11	6	12
I 卸売・小売業		9	3	4	3	5
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		2	2	4	2	1
L 学術研究・専門サービス業		4	8	5	2	1
M 宿泊業・飲食サービス業		5	2	1	3	2
N 生活関連サービス業・娯楽業		5	3	-	2	-
O 教育・学習支援業		6	5	9	7	5
P 医療・福祉		8	2	5	4	3
Q 複合サービス事業		2	-	1	-	-
R サービス業		14	7	8	5	3
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		令和3	4	5	6	7
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		4.8	2.0	3.4	2.2	2.0
E 製造業		10.8	10.0	6.8	13.3	18.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		8.4	12.0	8.5	8.9	14.3
H 運輸・郵便業		9.6	12.0	18.6	13.3	24.5
I 卸売・小売業		10.8	6.0	6.8	6.7	10.2
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		2.4	4.0	6.8	4.4	2.0
L 学術研究・専門サービス業		4.8	16.0	8.5	4.4	2.0
M 宿泊業・飲食サービス業		6.0	4.0	1.7	6.7	4.1
N 生活関連サービス業・娯楽業		6.0	6.0	-	4.4	-
O 教育・学習支援業		7.2	10.0	15.3	15.6	10.2
P 医療・福祉		9.6	4.0	8.5	8.9	6.1
Q 複合サービス事業		2.4	-	1.7	-	-
R サービス業		16.9	14.0	13.6	11.1	6.1
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和3	4	5	6	7
製造業総数	9	5	4	6	9
E09・10 食料品・飲料	-	1	1	3	-
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	1	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	-	-	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	3	1	-	-	1
E18 プラスチック製品	-	1	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	2
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	-	2	1	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	1	-
E27 業務用機械器具	1	-	1	-	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	1	-	-	-
E29 電気機械器具	1	1	-	-	-
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	1
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	-
E32 その他	2	-	-	-	3

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	令和3	4	5	6	7
	サービス業総数 ^注	28	20	14	12	6
L71 学術・開発研究機関		1	-	-	1	-
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		3	7	4	-	-
L73 広告業		-	-	-	1	1
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		-	1	1	-	-
M75 宿泊業		-	-	-	-	-
M76 飲食店		4	1	1	3	2
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		1	1	-	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	-	-	1	-
N79 その他の生活関連サービス業		3	3	-	-	-
N80 娯楽業		2	-	-	1	-
R88 廃棄物処理業		-	-	-	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	1	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		5	1	-	3	2
R92 その他の事業サービス業		4	2	4	1	-
R93 政治・経済・文化団体		3	2	2	1	1
R94 宗教		1	-	-	-	-
R95 その他のサービス業		1	2	1	-	-
R96 外国公務		-	-	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項	年				
	令和3	4	5	6	7
総 数	192	109	128	118	111
1件当たり平均事項数	2.31	2.18	2.17	2.62	2.27
組合承認・組合活動等	3	1	5	5	4
協約締結・全面改定	2	1	5	2	2
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	51	26	24	31	18
賃 金 増 額	5	4	4	8	5
一 時 金	5	6	3	5	3
諸 手 当	6	5	6	6	3
その他賃金に関するもの	18	10	7	9	6
退職一時金・年金	6	-	-	2	1
解雇・休業手当	11	1	4	1	-
給与以外の労働条件	28	13	12	22	17
労働時間	2	4	-	4	3
休日・休暇	2	1	1	3	2
作業方法の変更	2	-	-	1	1
定 年 制	4	2	1	1	2
その他の労働条件	18	6	10	13	9
経営又は人事	43	25	40	20	21
事業休廃止・事業縮小	2	-	2	-	3
企業合併・営業譲渡	-	-	-	-	-
人員整理	-	1	2	1	2
配置転換	9	4	5	4	4
解 雇	25	16	28	14	9
その他の経営・人事	7	4	3	1	3
福 利 厚 生	2	-	1	-	-
団 交 促 進	50	37	35	35	38
事 前 協 議 制	1	1	-	2	1
そ の 他	12	5	6	1	10

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	87	52	59	70	59
組合承認・組合活動等	2	-	5	3	3
協約締結・全面改定	-	1	3	2	1
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	34	18	17	24	15
賃 金 増 額	5	3	3	6	3
一 時 金	5	5	2	2	3
諸 手 当	4	2	4	4	3
その他賃金に関するもの	10	8	5	9	6
退職一時金・年金	4	-	-	2	-
解雇・休業手当	6	-	3	1	-
給与以外の労働条件	20	10	9	19	14
労働時間	2	3	-	3	3
休日・休暇	1	1	1	2	1
作業方法の変更	2	-	-	1	-
定 年 制	3	1	1	1	2
その他の労働条件	12	5	7	12	8
経営又は人事	24	18	22	13	16
事業休廃止・事業縮小	-	-	1	-	3
企業合併・営業譲渡	-	-	-	-	-
人員整理	-	1	-	1	2
配置転換	4	2	2	3	3
解 雇	14	11	16	9	6
その他の経営・人事	6	4	3	-	2
福 利 厚 生	2	-	1	-	-
団交ルール設定・当事者の態度等	-	1	-	6	2
事前協議制	-	-	-	2	-
そ の 他	5	4	2	1	8

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
あっせん総数	82 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]	49 [100.0]
三者委員	38 [46.3]	16 [32.0]	20 [33.9]	10 [22.2]	17 [34.7]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	44 [53.7]	34 [68.0]	39 [66.1]	35 [77.8]	32 [65.3]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総数	67 89.6	61 113.1	59 84.3	49 92.9	46 111.8
解決	32 76.9	32 150.3	22 118.2	19 139.5	16 125.3
取下	7 124.0	5 64.2	5 55.8	4 78.0	7 134.1
打切	27 95.6	23 71.8	32 65.4	26 61.0	23 95.6
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 3年の総数欄の平均日数は、埼玉県労働委員会に移管された1件を除いた66件の平均である。

3) 4年の総数欄の平均日数は、神奈川県労働委員会に移管された1件を除いた60件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	令和3	4	5	6	7
総 数	32 [100.0]	32 [100.0]	22 [100.0]	19 [100.0]	16 [100.0]
提 示 あり	-	-	1 [4.5]	1 [5.3]	1 [6.3]
提 示 なし	32 [100.0]	32 [100.0]	21 [95.5]	18 [94.7]	15 [93.8]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由	年				
	令和3	4	5	6	7
総 数	7 [100.0]	5 [100.0]	5 [100.0]	4 [100.0]	7 [100.0]
自主交渉で解決、又は その見通しがつく	1 [14.2]	-	-	-	-
自 主 交 渉 で 解 決 し た い	-	1 [20.0]	1 [20.0]	-	-
審 査 手 続 又 は 裁 判 所 で 和 解	-	-	-	-	-
不 当 労 働 行 為 事 件 命 令 交 付	-	-	-	-	-
調 停 申 請、不 当 労 働 行 為 為 申 立、裁 判 所 提 訴	3 [42.9]	1 [20.0]	-	-	-
調 整 拒 否	-	3 [60.0]	4 [80.0]	1 [25.0]	1 [14.3]
当 事 者 主 張 固 持 歩 み よ り 困 難	-	-	-	-	1 [14.3]
そ の 他	3 [42.9]	-	-	3 [75.0]	5 [71.4]

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	27 [100.0]	23 [100.0]	32 [100.0]	26 [100.0]	23 [100.0]
調 整 拒 否	7 [25.9]	14 [60.9]	17 [53.1]	15 [57.7]	9 [39.1]
当事者主張固持 歩みより困難	20 [74.1]	9 [39.1]	15 [46.9]	11 [42.3]	11 [47.8]
案 拒 否	-	-	-	-	2 [8.1]
そ の 他	-	-	-	-	1 [4.3]

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
取扱件数	129	107	119	119	133
前年からの繰越	39	31	33	32	53
開始	90	76	86	87	80
最終件数	98	74	87	66	84
解決	96	72	87	66	84
打切	1	1	0	0	0
移行	1	1	0	0	0
次年繰越	31	33	32	53	49

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総数	90	76	86	87	80
運輸・通信業	2	3	3	12	13
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
廃棄物処理業	17	17	15	3	2
医療業	71	56	67	72	65
保健衛生業	-	-	-	-	-
その他	-	-	1	-	-

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	28	29	30	令和元	2
取扱件数	398	399	406	412	429
前年繰越	301	294	309	317	313
新規申立	97	105	97	95	116
終結件数	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]	79 [100.0]
取下・和解	85 [81.7] <66.3>	72 [80.0] <74.4>	77 [86.5] <75.3>	75 [75.8] <60.6>	56 [70.9] <58.2>
取下	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]	10 [12.7]
無関与和解	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]	22 [27.8]
関与和解	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]	24 [30.4]
命令・決定	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]	23 [29.1]
全部救済	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]	8 [10.1]
一部救済	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]	10 [10.1]	9 [11.4]
棄却	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]	4 [4.0]	4 [5.1]
却下	-	-	1 [1.1]	-	2 [2.5]
救済率	40.0	80.4	54.2	62.5	54.3
終結率	26.1	22.6	21.9	24.0	18.4
次年繰越	294	309	317	313	350

注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

2) 件数欄の< >内数字は、和解率=(無関与和解+関与和解)/終結件数×100

3) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

4) 終結率=終結件数/取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	3	4	5	6	7
取扱件数	449	441	445	393	364
前年繰越	350	358	366	331	292
新規申立	99	83	79	62	72
終結件数	(2) 91 [100.0]	75 [100.0]	114 [100.0]	101 [100.0]	82 [100.0]
取下・和解	69 [75.8] 〈54.9〉	57 [76.0] 〈58.7〉	95 [83.3] 〈71.1〉	62 [61.4] 〈48.5〉	52 [63.4] 〈50.0〉
取下	19 [20.9]	13 [17.3]	14 [12.3]	13 [12.9]	11 [13.4]
無関与和解	12 [13.2]	13 [17.3]	16 [14.0]	8 [7.9]	10 [12.2]
関与和解	38 [41.8]	31 [41.3]	65 [57.0]	41 [40.6]	31 [37.8]
命令・決定	(2) 22 [24.2]	18 [24.0]	19 [16.7]	39 [38.6]	30 [36.6]
全部救済	9 [9.9]	4 [5.3]	4 [3.5]	4 [4.0]	9 [11.0]
一部救済	5 [5.5]	8 [10.7]	9 [7.9]	6 [5.9]	7 [8.5]
棄却	(1) 8 [8.8]	5 [6.7]	4 [3.5]	13 [12.9]	10 [12.2]
却下	(1) -	1 [1.3]	2 [1.8]	16 [15.8]	4 [4.9]
救済率	47.9	44.4	44.7	17.9	41.7
終結率	20.3	17.0	25.6	25.7	22.5
次年繰越	358	366	331	292	282

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
東京都	99	83	79	62	72
全国	277	227	255	200	188
比率	35.7	36.6	31.0	31.0	38.3

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総数	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]	72 [100.0]
個人	1 [1.0]	2 [2.4]	1 [1.3]	0 [0.0]	2 [2.8]
組合	76 [76.8]	68 [81.9]	61 [77.2]	52 [83.9]	59 [81.9]
上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合	3 [3.0]	5 [6.0]	-	-	2 [2.8]
組合・上部組合	18 [18.2]	8 [9.6]	17 [21.5]	10 [16.1]	8 [11.1]
個人・上部組合		-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	1 [1.0]	-	-	-	1 [1.4]

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和3	4	5	6	7
総 数		99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]	72 [100.0]
都内	23 区	70 [70.7]	58 [69.9]	60 [75.9]	39 [62.9]	46 [63.9]
	市・町・村	6 [6.1]	8 [9.6]	2 [2.5]	6 [9.7]	7 [9.7]
都 外		23 [23.2]	17 [20.5]	17 [21.5]	17 [27.4]	19 [26.4]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		令和3	4	5	6	7
総 数		99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]	72 [100.0]
49 人 以 下		14 [14.1]	21 [25.3]	19 [24.1]	19 [30.6]	15 [20.8]
50 ～ 99		7 [7.1]	10 [12.0]	8 [10.1]	5 [8.1]	3 [4.2]
100 ～ 199		15 [15.2]	6 [7.2]	6 [7.6]	8 [12.9]	8 [11.1]
200 ～ 299		2 [2.0]	3 [3.6]	5 [6.3]	0 [0.0]	2 [2.8]
300 ～ 499		3 [3.0]	4 [4.8]	1 [1.3]	6 [9.7]	1 [1.4]
500 ～ 999		7 [7.1]	4 [4.8]	2 [2.5]	1 [1.6]	1 [1.4]
1,000 人 以 上		25 [25.3]	20 [24.1]	19 [24.1]	8 [12.9]	19 [26.4]
不 詳		26 [26.3]	15 [18.1]	19 [24.1]	15 [24.2]	23 [31.9]

第27-1表 合同労組有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	令和3	4	5	6	7
総数	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]	72 [100.0]
合同労組 有	70 [70.7]	60 [72.3]	63 [79.7]	47 [75.8]	57 [79.2]
合同労組 無	29 [29.3]	23 [27.7]	16 [20.3]	15 [24.2]	15 [20.8]

第27-2表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	令和3	4	5	6	7
総数	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]	70 [100.0]
別組合 有	23 [23.5]	17 [20.7]	14 [17.9]	11 [17.7]	14 [20.0]
別組合 無 (不明を含む)	75 [76.5]	65 [79.3]	64 [82.1]	51 [82.3]	56 [80.0]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	令和3	4	5	6	7
総数	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]	70 [100.0]
有	78 [79.6]	58 [70.7]	59 [75.6]	44 [71.0]	42 [60.0]
無	20 [20.4]	24 [29.3]	19 [24.4]	18 [29.0]	28 [40.0]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和3	4	5	6	7
総 数		78 [100.0]	58 [100.0]	59 [100.0]	44 [100.0]	42 [100.0]
連 合		50 [64.1]	35 [60.3]	29 [49.2]	23 [52.3]	19 [45.2]
	J A M	12	2	1	-	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	1	1	-	-	-
	政 労 連	-	1	-	-	-
	全 水 道	-	-	-	-	-
	情 報 労 連	2	-	1	-	1
	連 合 ユ ニ オ ン	8	6	3	5	2
	全 国 ユ ニ オ ン	25	23	22	18	16
	そ の 他	2	2	2	-	-
全 労 連		13 [16.7]	10 [17.2]	18 [30.5]	11 [25.0]	15 [35.7]
	日 本 医 労 連	1	1	-	-	-
	建 交 労	1	1	1	-	-
	全 国 一 般	6	2	5	3	4
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	-	-	1	-	-
	J M I T U	-	2	3	2	3
	自 交 総 連	-	-	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	2	-	-	-	2
	そ の 他	3	4	8	6	6
上 記 以 外		15 [19.2]	13 [22.4]	12 [20.3]	10 [22.7]	8 [19.0]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	4	3	1	1	-
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	3	5	6	5	3
	出 版 労 連	1	1	2	2	1
	航 空 連	2	-	-	-	-
	全 損 保 連	-	-	-	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	5	4	3	2	4

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		令和3	4	5	6	7	
申 立 件 数		99	83	79	62	72	
大 分 類	1号関係	35	31	21	28	26	
	2号関係	76	67	68	52	60	
	3号関係	53	32	43	39	44	
	4号関係	2	2	4	2	1	
内 訳	1号	4	1	1	-	1	
	2号	38	38	30	17	24	
	3号	7	5	4	2	5	
	4号	-	1	1	-	-	
	1・2号	4	10	3	5	3	
	1・3号	10	9	4	7	6	
	1・4号	-	-	-	1	-	
	2・3号	19	8	21	15	17	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	-	-	-	-	-	
	1・2・3号	15	10	11	14	15	
	1・2・4号	-	1	-	-	-	
	1・3・4号	2	-	-	-	-	
	2・3・4号	-	-	1	-	-	
	1・2・3・4号	-	-	2	1	1	

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
		令和3	4	5	6	7	
申立件数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係	35.4	37.3	26.6	45.2	36.1	
	2号関係	76.8	80.7	86.1	83.9	83.3	
	3号関係	53.5	38.6	54.4	62.9	61.1	
	4号関係	2.0	2.4	5.1	3.2	1.4	
内訳	1号	4.0	1.2	1.3	-	1.4	
	2号	38.4	45.8	38.0	27.4	33.3	
	3号	7.1	6.0	5.1	3.2	6.9	
	4号	-	1.2	1.3	-	-	
	1・2号	4.0	12.0	3.8	8.1	4.2	
	1・3号	10.1	10.8	5.1	11.3	8.3	
	1・4号	-	-	-	1.6	-	
	2・3号	19.2	9.6	26.6	24.2	23.6	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	-	-	-	-	-	
	1・2・3号	15.2	12.0	13.9	22.6	20.8	
	1・2・4号	-	1.2	-	-	-	
	1・3・4号	2.0	-	-	-	-	
	2・3・4号	-	-	1.3	-	-	
	1・2・3・4号	-	-	2.5	1.6	1.4	

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和3	4	5	6	7
総数		99	83	79	62	72
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	1	-	1	-
D 建設業		5	7	1	3	4
E 製造業		10	11	7	3	5
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	-	-	-
G 情報通信業		6	6	6	8	5
H 運輸・郵便業		14	6	14	9	13
I 卸売・小売業		12	9	7	1	7
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		5	3	3	2	2
L 学術研究・専門サービス業		2	4	7	1	5
M 宿泊業・飲食サービス業		9	3	3	1	3
N 生活関連サービス業・娯楽業		4	1	4	4	5
O 教育・学習支援業		10	11	10	9	3
P 医療・福祉		13	9	2	9	6
Q 複合サービス事業		-	-	2	-	1
R サービス業		7	11	11	10	12
S 公務		-	-	1	1	-
T 分類不能		1	-	1	-	1

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		令和3	4	5	6	7
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	1.2	-	1.6	-
D 建設業		5.1	8.4	1.3	4.8	5.6
E 製造業		10.1	13.3	8.9	4.8	6.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1.0	1.2	-	-	-
G 情報通信業		6.1	7.2	7.6	12.9	6.9
H 運輸・郵便業		14.1	7.2	17.7	14.5	18.1
I 卸売・小売業		12.1	10.8	8.9	1.6	9.7
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		5.1	3.6	3.8	3.2	2.8
L 学術研究・専門サービス業		2.0	4.8	8.9	1.6	6.9
M 宿泊業・飲食サービス業		9.1	3.6	3.8	1.6	4.2
N 生活関連サービス業・娯楽業		4.0	1.2	5.1	6.5	6.9
O 教育・学習支援業		10.1	13.3	12.7	14.5	4.2
P 医療・福祉		13.1	10.8	2.5	14.5	8.3
Q 複合サービス事業		-	-	2.5	-	1.4
R サービス業		7.1	13.3	13.9	16.1	16.7
S 公務		-	-	1.3	1.6	-
T 分類不能		1.0	-	1.3	-	1.4

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和3	4	5	6	7
製造業総数	8	10	7	3	5
E09・10 食料品・飲料	-	-	1	-	-
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	-	-	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	2	3	-	-	3
E18 プラスチック製品	-	2	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	1	-
E21 窯業・土石製品	1	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	3	-	1	-	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	1	1	2	1	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	1	-	-	-
E29 電気機械器具	-	1	1	-	-
E30 情報通信機械器具	-	1	-	1	1
E31 輸送用機械器具	-	1	-	-	-
E32 その他	-	-	2	-	-

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和3	4	5	6	7
サービス業総数 ^注	22	22	19	16	25
L71 学術・開発研究機関	-	1	1	1	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	2	-	1	-	3
L73 広告業	1	-	-	-	1
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	1	2	-	-
M75 宿泊業	1	1	-	-	-
M76 飲食店	4	7	3	1	3
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	1	-	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	-	1	-	1	1
N79 その他の生活関連 サービス業	1	2	-	-	2
N80 娯楽業	1	1	1	3	2
R88 廃棄物処理業	-	1	1	-	2
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	4	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	5	3	5	3	3
R92 その他の事業サービス業	4	2	2	1	3
R93 政治・経済・文化団体	1	-	-	2	3
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	2	-	3	-	-
R96 外国公務	-	1	-	-	1

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	957	961	914	824	855
調 査	694	695	639	537	513
審 問	61	37	46	46	35
和 解	8	1	2	2	5
そ の 他	194	228	227	239	302

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
終 結 件 数	91	75	114	101	82
平均 調査回数	5.9	7.4	6.7	7.5	8.3
平均 審問回数	0.4	0.5	0.4	0.6	0.7
平均 証人数	0.7	0.7	0.5	1.1	1.5
平均 所要日数	496.7	642.0	684.3	2,155.5	1,039.2
うち、命令事件	22	18	19	39	30
平均 調査回数	9.6	11.7	11.1	6.3	11.4
平均 審問回数	1.5	2.0	1.7	0.8	1.1
平均 証人数	2.3	2.6	2.5	1.2	2.3
平均 所要日数	894.5	1,053.4	959.4	4,209.3	2,004.5

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

年 区分	令和3		4		5		6		7	
	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問
終結件数	91		75		114		101		82	
1 回	3	3	5	5	11	4	4	9	8	5
2 回	8	12	5	8	7	13	5	12	4	11
3 回	9	4	6	3	7	4	9	5	7	3
4 回	8	-	10	1	12	-	5	-	5	-
5 回	10	-	2	1	4	-	9	-	4	-
6 回	11	-	5	-	6	-	3	-	2	-
7 回	8	-	7	-	8	-	5	-	7	-
8 回	3	-	9	-	9	-	7	-	3	-
9 回	6	-	4	-	4	-	4	-	1	-
10回以上	16	-	18	-	27	-	31	-	35	-
0 回	9	72	4	57	19	93	19	75	6	63
総回数	538	39	556	39	698	42	756	48	684	36

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	令和3	4	5	6	7
	終 結 件 数		91	75	114	101
1 ～ 5 人		14	12	17	25	15
6 ～ 10 人		4	3	2	1	4
11 ～ 15 人		-	-	-	-	-
16 ～ 20 人		-	-	-	-	-
21 人 以 上		-	-	-	-	-
証 人 な し		73	60	95	75	63
証 人 総 数		68	53	62	81	73

注)一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	令和3	4	5	6	7
		総平均日数	496.7	642.0	684.3	2,155.5
全部救済		845.2	927.5	1,103.3	1,069.3	1,081.4
一部救済		815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8	1,290.9
棄却		999.0	1,221.0	953.5	926.2	1,131.0
却下		-	670.0	237.5	8,830.9	7,513.8
関与和解		397.1	555.1	726.5	645.8	476.1
無関与和解		315.5	405.5	392.9	978.6	498.3
その他取下		349.7	516.3	447.6	1,479.3	485.4

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年	令和3	4	5	6	7
		総平均日数	496.7	642.0	684.3	2,155.5
うち民間		485.3	641.7	684.3	796.1	708.1
全部救済		845.2	927.5	1,103.3	1,069.3	1,081.4
一部救済		815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8	1,290.9
棄却		945.4	1,221.0	953.5	926.2	1,131.0
却下		-	-	237.5	1,767.0	-
関与和解		390.7	555.1	726.5	658.8	470.8
無関与和解		315.5	405.5	392.9	978.6	498.3
取下		349.7	516.3	447.6	660.4	485.4
終結事件総数		91	75	114	101	82
終結事件数 (民間関係)		89	74	114	83	77

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分	年				
	令和3	4	5	6	7
総平均日数	496.7	642.0	684.3	2,155.5	1,039.2
うち、長期以外	496.7	624.3	549.1	680.6	638.1
全部救済	845.2	927.5	726.0	1,069.3	798.3
一部救済	815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8	1,183.5
棄却	999.0	1,221.0	953.5	926.2	1,049.7
却下	-	670.0	237.5	1,767.0	-
関与和解	397.1	508.5	512.0	501.8	476.1
無関与和解	315.5	405.5	392.9	496.3	498.3
取下	349.7	516.3	447.6	660.4	485.4
終結事件総数	91	75	114	101	82
終結事件数 (長期以外)	91	74	107	80	74

注1)一部分離命令は含まない。

2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分	年	令和3	4	5	6	7
	措置申立件数		22	15	15	14
勧告等措置件数		12	8	12	4	1
	規則40条による勧告	1	-	-	-	-
	その他の措置	11	8	12	4	1
	文書	4	4	6	2	-
	口頭	7	4	6	2	1

- 注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。
- 2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。
- 3) 措置件数及びその内訳は、令和8年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年		平成28	29	30	令和元	2
		取 扱 件 数	318	327	328	336
前年繰越	191	182	198	204	193	
新規申請	127	145	130	132	163	
終 結 件 数	136 [100.0]	129 [100.1]	124 [100.0]	143 [100.0]	107 [100.0]	
取 下	2 [1.5]	1 [0.8]	2 [1.6]	1 [0.7]	1 [0.9]	
打 切	94 [69.1]	78 [60.5]	87 [70.2]	88 [61.5]	60 [56.1]	
資 格 あ り	40 [29.4]	50 [38.8]	34 [27.4]	54 [37.8]	45 [42.1]	
補正勧告あり	-	-	-	-	-	
補正勧告なし	40	50	34	54	45	
資 格 な し	-	-	1 [0.8]	-	1 [0.9]	
次 年 繰 越	182	198	204	193	249	

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年		令和3	4	5	6	7
		東 京 都	147	100	117	97
全 国	418	375	399	362	366	
比 率	35.2	26.7	29.3	26.8	28.4	

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		3	4	5	6	7
取扱件数		396	367	382	326	304
前年繰越		249	267	265	229	200
新規申請		147	100	117	97	104
終結件数		129 [100.0]	102 [100.0]	153 [100.0]	126 [100.0]	117 [100.0]
取 下		1 [0.8]	2 [2.0]	0 [0.0]	2 [1.6]	3 [2.6]
打 切		75 [58.1]	65 [63.7]	119 [77.8]	81 [64.3]	63 [53.8]
資 格 あ り		53 [41.1]	35 [34.3]	34 [22.2]	40 [31.7]	48 [41.0]
補正勧告あり		-	-	-	-	-
補正勧告なし		53	35	34	40	48
資 格 な し		-	-	-	3 [2.4]	3 [2.6]
次 年 繰 越		267	265	229	200	187

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分		年				
		令和3	4	5	6	7
総 数		147	100	117	97	104
不当労働行為		120	89	103	73	81
法人登記		18	11	10	22	18
委員推薦		5	-	4	-	4
労働者供給事業		4	-	-	2	1

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	終結区分 取 扱 件 数	終 結 件 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あ り	資 格 な し	
総 数	304	117	3	63	48	3	187
不当労働行為	275	98	-	63	35	-	177
法人登記	24	14	3	-	8	3	10
委員推薦	4	4	-	-	4	-	-
労働者供給事業	1	1	-	-	1	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年					
		令和3	4	5	6	7
総平均日数		432.0	597.3	697.5	701.6	690.2
不当労働行為		521.7	671.5	764.5	821.0	803.1
法人登記		76.6	167.2	105.0	73.4	134.9
委員推薦		20.6	-	15.0	-	26.8
労働者供給事業		43.8	-	-	30.0	51.0

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和3	4	5	6	7
総 数	1,206 (330)	1,126 (234)	1,180 (257)	1,208 (204)	1,239 (227)
調整に関するもの	238 (83)	219 (50)	237 (59)	211 (45)	246 (49)
不当労働行為に関するもの	274 (99)	272 (83)	267 (79)	254 (62)	257 (72)
資格審査に関するもの	279 (147)	207 (100)	219 (117)	245 (97)	225 (104)
その他の相談	415 (1)	428 (1)	457 (2)	498 (0)	511 (2)

注) () 内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>

第 4 7 期東京都労働委員会委員名簿

令和 7 年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	就 任 日
公 益 委 員	会 長 だん どう じょう じ 團 藤 丈 士	元名古屋高等裁判所長官	05・12・1
	会長代理 おお た はる お 太 田 治 夫	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	会長代理 みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	早稲田大学 法学学術院教授	23・1・15
	いわ い のぶ あき 岩 井 伸 晃	元高松高等裁判所長官	07・12・1
	おお はし さ や か 大 橋 さ や か	弁護士（第二東京弁護士会）	07・12・1
	かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	03・3・1
	かき ぎ え り 笠 木 映 里	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	06・12・1
	かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	05・12・1
	とみ なが こう いち 富 永 晃 一	上智大学 法学部教授	03・12・1
	にし むら み か 西 村 美 香	成蹊大学 法学部教授	03・12・1
	ふく しま か な え 福 島 か な え	弁護士（第一東京弁護士会）	05・12・1
	もり まど か 森 円 香	弁護士（第二東京弁護士会）	05・12・1
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	いわさき こうじ 岩崎 幸治	JAM東京千葉 参与	07・12・1
	うら の ふまこ 浦野 英子	東京都電力総連 特別執行委員	05・12・1
	おおおか よしひさ 大岡 義久	JMITU東京地方本部 副執行委員長	07・12・1
	おおつか たかあき 大塚 敬章	東京都電力総連 特別執行委員	07・12・1
	くほ じゆんいち ろう 久保 潤一郎	連合東京 労働局 地域・組織アドバイザー	29・12・1
	たしろ やすのり 田代 安紀	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	07・12・1
	つちや りょう 土屋 亮	運輸労連東京 執行委員長	05・12・1
	なが の たけし 長野 剛士	情報労連東京都協議会 特別幹事	07・12・1
	にき まい いち 二木 栄一	自動車総連東京地方協議会 顧問	05・12・1
	ひ の あさみ 日野 麻美	自治労東京都本部 特別執行委員	05・12・1
まちだ よしひろ 町田 吉宏	UAゼンセン東京都支部 参与	05・12・1	
みやざき まさ はる 宮崎 昌治	東京交通労働組合 顧問	07・12・1	
やまだ ひろき 山田 博樹	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	07・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	あさか 香 ひろし 博	東商サポート株式会社 顧問	05・12・1
	いし 川 すなお 直	株式会社資生堂 社友	05・12・1
	いし 川 すみ 純 ひこ 彦	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1
	いし 島 よし 子	全日本空輸株式会社 人事部 ANA人財大学 マネージャー	07・12・1
	いわ 下 しゅう 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	くま 田 きょう 子	NTT東日本株式会社 社友	元・12・1
	くら 橋 ゆき 則	KDDI株式会社 社友	03・12・1
	くろ 羽 じ 二 ろう 朗	TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・1
	き 野 みち 則	東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・1
	たか 田 あつ 彦 ひこ 彦	鹿島建設株式会社 社友	05・10・16
	た 賀 や 勝 まさる 勝	東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・1
	まつ 田 じ 二 ろう 郎	東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・1
わ 田 よし 宏 ひろ 宏	旭化成株式会社 社友	03・12・1	

退任委員名簿（令和7年）

（公益委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
北井久美子	弁護士（第二東京弁護士会）	3・12・1 ～7・11・30
田村達久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1 ～7・11・30

（労働者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
川上晴司	JAM東京千葉 参与	30・6・1 ～7・11・30
北健一 (田中弘尚)	日本出版労働組合連合会 副委員長	03・12・1 ～7・11・30
齋藤好行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1 ～7・11・30
外圍幸二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1 ～7・11・30
森治美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 副委員長	27・12・1 ～7・11・30
安田きよし	東京交通労働組合 顧問	03・12・1 ～7・11・30
横山陽子	UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・1 ～7・11・30

（使用者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
宮下恵子	全日本空輸株式会社 社友	29・12・1 ～7・11・30

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和7年12月31日現在

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
だん とう じょう じ 士 團 藤 丈 士	東京都労働委員会会長 元名古屋高等裁判所長官	05・12・5
おお た はる お 夫 太 田 治 夫	東京都労働委員会会長代理 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
みづ まち ゆう いち ろう 郎 水 町 勇 一 郎	東京都労働委員会会長代理 早稲田大学 法学学術院教授	23・1・25
いわ い のぶ あき 岩 井 伸 晃	東京都労働委員会委員 元高松高等裁判所長官	07・12・2
おお ほし さ や か 大 橋 さ や か	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	07・12・2
かき うち しゅう けい 介 垣 内 秀 介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	03・3・2
かき き え り 里 笠 木 映 里	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	06・12・3
かん き ち か こ 子 神 吉 知 郁 子	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	05・12・5
とみ なが こう いち 一 富 永 晃 一	東京都労働委員会委員 上智大学 法学部教授	03・12・2
にし むら み か 香 西 村 美 香	東京都労働委員会委員 成蹊大学 法学部教授	03・12・2
ふく しま か な え 福 島 か な え	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	05・12・5
もり まど か 香 森 円 香	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	05・12・5
わた なべ あつ こ 子 渡 邊 敦 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
北井久美子	前東京都労働委員会委員	03・12・2
田村達久	前東京都労働委員会委員	元・12・2
岩崎幸治	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	07・12・2
浦野英子	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	05・12・5
大岡義久	東京都労働委員会委員 JMITU東京地方本部 副執行委員長	07・12・2
大塚敬章	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	07・12・2
久保潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局地域・組織アドバイザー	29・12・5
田代安紀	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	07・12・2
土屋亮	東京都労働委員会委員 運輸労連東京 執行委員長	05・12・5
長野剛士	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	07・12・2
二木栄一	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会 顧問	05・12・5
日野麻美	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 特別執行委員	05・12・5
まち町 田吉宏	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京支部 参与	05・12・5
みや宮崎昌治	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合 顧問	07・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
やま だ ひろ き 山 田 博 樹	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	07・12・2
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	前東京都労働委員会委員	30・6・5
きた けん いち 北 健 一 (た なか ひろ ひさ 田 中 弘 尚)	前東京都労働委員会委員	03・12・2
さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	前東京都労働委員会委員	元・12・2
ほか その こう じ 外 園 幸 二	前東京都労働委員会委員	元・12・2
もり はる み 森 治 美	前東京都労働委員会委員	27・12・4
やす だ ぎん 安 田 潔	前東京都労働委員会委員	03・12・2
よこ やま よう 子 横 山 陽 子	前東京都労働委員会委員	03・12・2
あさ か ひろ 朝 香 博	東京都労働委員会委員 東商サポート株式会社 顧問	05・12・5
いし かわ すなお 石 川 直	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	05・12・5
いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5
いし じま よし 子 石 島 好 子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社人事部 ANA人財大学 マネージャー	07・12・2
いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
くま た きょう 子 熊 田 京 子	東京都労働委員会委員 NTT東日本株式会社 社友	元・12・2

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	東京都労働委員会委員 KDDI株式会社 社友	03・12・2
くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 朗	東京都労働委員会委員 TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・2
き の みち のり 佐 野 通 則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・2
たか た あつ ひこ 高 田 淳 彦	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	05・10・17
た が や まさる 多 賀 谷 勝	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・5
まつ だ じ ろう 松 田 二 郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・2
わ だ よし ひろ 和 田 慶 宏	東京都労働委員会委員 旭化成株式会社 社友	03・12・2
みや した けい こ 宮 下 恵 子	前東京都労働委員会委員	29・12・5
きゅう こ まさ ゆき 久 故 雅 幸	東京都労働委員会事務局 事務局長	07・4・8
ふく だ たか よし 福 田 孝 由	東京都労働委員会事務局 総務課長	06・4・2
いし ばし ふみ こ 石 橋 房 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	06・4・2
わた なべ こう へい 渡 辺 恒 平	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	07・4・8
の ぐち あきら 野 口 明	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	04・4・5
ふじ い なつ み 藤 井 な つ み	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	07・10・7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
むら しみ えい いち 村 上 英 一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
たね むら かず お 種 村 和 夫	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	05・4・4
いし だ たく 石 田 拓	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	04・4・5
たか かし きょう こ 高 橋 恭 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	07・4・8
いし かし けん じゅ 石 橋 健 樹	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	06・4・2
かし わら みち よ 梶 原 道 代	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	05・4・4
にい た とも や 新 田 智 哉	東京都産業労働局 雇用就業部長	07・4・8
すぎ た ひろ し 杉 田 裕 志	東京都労働相談情報センター 所長	05・4・4
す の うち まさ し 須 之 内 理 史	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	07・4・8
やまもと あずみ 山本 あずみ	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	06・4・2
たこ もり なお き 横 森 直 樹	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	06・4・2
みや ち あき こ 宮 地 明 子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	06・4・2
き であ まさ ひこ 木 寺 昌 彦	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	06・4・2
いわ もと なぎ き 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 多摩事務所長	06・4・2
しの だ たか し 篠 田 高 志	東京都労働相談情報センター 青山事務所長	07・4・8